令和5年度

宮崎県人事委員会年報



令和6年4月

宫崎県人事委員会

目 次

第 1 章 組織及び運営

	1	人事委員会の設置	1
	2	人事委員会委員	1
	3	人事委員会の権限	2
	4	人事委員会の開催状況	3
	5	人事委員会規則の制定及び改廃の状況	7
	6	条例の制定・改廃に関する意見回答	8
	7	歴代人事委員就任、退任状況	9
	8	事務局	12
	9	歴代事務局長就任、退任状況	14
	9	進入事務內及就任、 赵匡朳仇	14
笄	2	章 任用関係	
ИJ	4		
	1	採用試験の概要	16
	1	第 1 表 採用試験の実施日程	16
		第 2 表 採用試験の受験資格	17
		第2衣 採用試験の支票負徴 第3表 採用試験の実施結果	18
		74 0 24 DIO 14 (10) (12 DO 20) ENTENT OF THE PROPERTY OF THE	
			19
	0	第5表 警察官採用共同試験依頼都府県別受験者の推移	20
	2	人材確保対策	20
	3	採用候補者名簿からの採用概況	20
		第6表 令和4年度採用候補者名簿からの採用状況	21
	4	採用候補者名簿の失効	22
	5	職員の任用及び退職の状況	22
		(1) 職員の定数と現員	22
		第7表 定数の推移	22
		第8表 部局別、給料表別職員数	23
		(2) 選考の状況	24
		第9表 任命権者別、給料表別採用状況	24
		(3) 退職の状況	25
		第10表 原因別退職者数	25
	6	人事行政調査の実施	25
第	3	章 給 与 関 係	
<i>-</i> 1.			
	1	職員の給与等の実態	26
	_	(1) 職 員 数	26
		第11表 給料表別職員数	26
		(2) 職員の平均年齢及び男女別構成	27
		第12表 給料表別平均年齢及び男女別職員構成	27
		(3) 職員の学歴別構成	28
		第13表 給料表別学歴別職員構成	28
		第13名 - 紹科名別子産別職員構成	29
		(=) (0.000 (0.000))	
		NOTE TO 1/16 1 / 2/3 / 1/3/3 1/3/3	29
		(a) THE A COUNTY OF THE PROPERTY OF THE PROPER	30
		第15表 (その1) 給料表別平均給与月額	30
		第15表(その2)平均給与月額の推移	31

	2	民間給与の実態	32
		(1) 初 任 給	32 32
		(2) 職種別平均給与	33
		第17表 職種別平均給与(全企業規模)	33
		(3) 特別給	33
		第18表 特別給の支給状況(全企業規模)	33
	3	給与等に関する報告及び勧告	34
	4	給与の支払監理	38
第	4	章 審 査 関 係	
	1	措置要求、審査請求の審査等	
		(1) 勤務条件に関する措置要求	
		第19表 勤務条件に関する措置要求の係属状況	39
		(2) 不利益処分に関する審査請求	39
		第20表 不利益処分に関する審査請求の係属状況	39
		(3) 職員の苦情の処理	39
	0	第21表 苦情相談件数	39
	2	労働基準監督機関としての職権の行使	40
		第22表 労働基準法別表第1による県の各事務(業)所の区分	40
		第23表 労働基準監督機関としての主な監督事項の実績	43 44
	3	第24表 ホイノー及い第一種圧力谷器の性能検査の状况 職員団体関係	44
	J	- 概員団体関係 (1) 管理職員等の範囲	45
		(1) 自建城員等の配四 第25表 管理職員等の指定状況	45
		(2) 職員団体の登録	46
		第26表 登録職員団体の状況	46
	4	分限及び懲戒	47
		第27表 職員の分限及び懲戒処分の状況	
第	5	章 資 料	
	1	県職員採用試験の状況	48
	2	給与勧告の経緯	
	3	措置要求及び審査請求一覧表	72

第 1 章

組織及び運営

1 人事委員会の設置

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定により、都道府県及び指定都市(地方自治法第252条の19第1項)は条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、昭和26年6月12日宮崎県人事委員会設置条例(昭和26年宮崎県条例第19号)により人事委員会が設置された。

2 人事委員会委員

人事委員会の委員は、県議会の同意を得て知事が選任する。 任期は4年であり、現在の委員は次のとおりである。

(令和6年4月1日現在)

職名	氏 名	就任年月日	職歷
委員長	佐藤健司	令和 3.10.25~令和 7.10.24 (委員長 令和 3.11.10から)	元福祉保健部長
委 員	黒木昭秀	令和 1. 7.19~令和 5. 7.18 令和 5. 7.19~令和 9. 7.18	弁護士(現)
委員	山口 ひろみ	平成30.10.8~令和4.10.7令和4.10.8~令和8.10.7	社会保険労務士(現)

^{*}黒木委員は、令和1. 7.19から委員長職務代理委員

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は人事行政の全般にわたるもので、その処理する事務は次のとおりである。

- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (6) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (7) 職員の給与がこの法律(地方公務員法)及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (8) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (9) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (10) 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (11) 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基きその権限に属せしめられた事務。

人事委員会の開催状況

令和 5 年度における人事委員会は、26回開催され、定例会が24回、臨時会が2回であった。なお、会議内容は、次のとおりである。

令和5年度の人事委員会の議案等

		〒和 5 年度の人事安貝会の議条寺
開催年月日	定例 の別 臨時	議 案 等
5. 4. 7 第1回	定例	【議 案】 1 令和4年度第26回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 【協議事項】 1 選考により採用する職について 【報告事項】 1 令和5年度宮崎県職員採用試験(一般行政・土木・農業土木(特別枠)、一般 行政(社会人))の受験申込者数の状況(確定)について
5. 4. 19 第2回	定例	【議 案】 1 令和5年度第1回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和5年度宮崎県職員採用試験(6月以後実施分)について 4 「選考により採用する職」の承認について 【報告事項】 1 令和4年度の職員の選考実績について 2 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(技術系職種)等)の受験申込者数の状況(中間)について 3 令和5年職種別民間給与実態調査等の実施について 4 令和4年度の「職員の苦情処理」の状況について
5. 5. 9 第3回	定例	【議 案】 1 令和5年度第2回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 【報告事項】 1 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・土木・農業土木(特別枠)))の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 2 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(技術系職種)等)の受験申込者数の状況(確定)について 3 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・警察行政))の受験申込者数の状況(中間)について 4 宮崎県地方公務員労働組合共闘会議からの要求書について 5 令和4年度の分限処分及び懲戒処分の状況について
5. 5. 29 第4回	定例	【議 案】 1 令和5年度第3回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・土木・農業土木(特別枠)))の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 4 審査請求の受理決定について 【報告事項】 1 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・警察行政))の受験申込者数の状況(確定)について 2 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政(社会人)))の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について
5. 6. 8 第5回	定例	【議 案】 1 令和5年度第4回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 6月定例県議会へ提出予定の条例案に対する人事委員会の意見の事務局長専決の承認について 【報告事項】 1 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(技術系職種(社会人を含む。)))、保健師採用試験の第1次試験実施状況並びに合格者の決定について 2 時間外勤務命令の上限規制に係る「他律的業務の比重が高い部署」の指定状況について 3 令和4年県職員休暇等取得状況調査の実施について
5. 6. 20 第6回	定例	【議 案】 1 令和5年度第5回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政(社会人)))の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 4 研修又は表彰若しくは顕彰による昇給通知の一部改正について 5 退職者の退職手当の支給制限処分の諮問に対する調査審議及び答申について 【報告事項】 1 条例意見の専決に係る事後報告について

開催年月日	定例 の別 臨時	議案等
5. 7. 10 第7回	定例	【議 案】 1 令和5年度第6回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 3 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(技術系職種(社会人を含む。)))及び保健師採用試験の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 【報告事項】 1 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・警察行政))の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 2 令和5年職種別民間給与実態調査の実施状況について 3 令和4年度の長時間勤務職員の状況について
5. 7. 21 第8回	定例	【議 案】 1 令和5年度第7回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験の実施について 3 令5審第1号事案の審査方針等について 【協議事項】 1 就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の基礎能力検査及び性格検査の見直しについて 【その他】 1 春闘等の状況について
5. 8. 9 第9回	定例	【議 案】 1 令和5年度第8回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・警察行政))の第 2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 【報告事項】 1 令和5年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)等の受験申込者数の状況(中間)について 2 令和5年度警察官採用試験A(男性・女性・情報工学)の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 3 令和5年人事院勧告等の概要について
5. 8. 21 第10回	定例	【議 案】 1 令和5年度第9回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和5年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の実施について 【報告事項】 1 令和4年県職員休暇等取得状況調査の結果について
5. 9. 7 第11回	定例	【議 案】 1 令和5年度第10回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 【協議事項】 1 令和5年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の基本方針(案)について 【報告事項】 1 令和5年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)、臨床検査技師採用試験及び障がい者を対象とする職員採用選考試験の受験申込者数の状況について 2 令和5年県職員給与等実態調査の結果について 3 令和5年職種別民間給与実態調査の結果について 4 令和5年度九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の結果について
5. 9. 14 第12回	臨時	【議 案】 1 令和5年度第11回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 9月定例県議会へ提出された条例案に対する人事委員会の意見について 【協議事項】 1 令和5年「職員の給与等に関する報告及び勧告」(案)について 【報告事項】 1 宮崎県地方公務員労働組合共闘会議等との事務局長会見の結果について
5. 9. 22 第13回	定例	【議 案】 1 令和5年度第12回人事委員会(臨時会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和5年度宮崎県職員採用試験(追加募集)について 4 令和5年「職員の給与等に関する報告及び勧告」(案)について 【報告事項】 1 宮崎県地方公務員労働組合共闘会議等との委員長会見の結果について

開催年月日	定例 臨時	議 案 等
5. 10. 12 第14回	定例	【議 案】 1 令和5年度第13回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 審査請求(令5審第1号事案)の取下げに係る対応について 【報告事項】 1 令和5年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)及び臨床検査技師採用試験第1次試験の実施状況並びに第1次試験合格者の決定について 2 令和5年度障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験の第1次試験の実施状況並びに第1次試験合格者の決定について 3 令和5年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の受験申込者数の状況について 4 令和5年度警察官採用試験A(男性・女性・情報工学)第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 5 令和5年人事委員会報告及び勧告の実施状況について
5. 10. 30 第15回	定例	【議 案】 1 令和5年度第14回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 【報告事項】 1 令和5年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 2 派遣職員について 【その他】 1 令和5年九州各県人事委員会の報告・勧告の実施状況について
5. 11. 10 第16回	定例	【議 案】 1 令和5年度第15回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和5年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)及び臨床検査技師採用試験の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 3 令和5年度障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験の第2次試験合格者の決定について 【報告事項】 1 令和5年度警察官採用試験B(男性・女性・情報工学)の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 2 令和5年度勤務環境等に関する調査の実施について 【その他】 1 令和5年各都道府県人事委員会の報告・勧告状況について
5. 11. 27 第17回	定例	【議 案】 1 令和5年度第16回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 11月定例県議会へ提出予定の条例案に対する人事委員会の意見の事務局長専決の承認について 4 会計年度任用職員の給与の取扱いについて 【報告事項】 1 令和5年度宮崎県職員採用試験(追加募集)の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 【その他】 1 令和5年度年末確定交渉の結果概要について
5. 12. 8 第18回	定例	【議 案】 1 令和5年度第17回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和5年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の第2次試験合格者の決定について 3 職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人事委員会規則等の一部改正等について 【報告事項】 1 条例意見の専決に係る事後報告について
5. 12. 25 第19回	定例	【議 案】 1 令和5年度第18回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和5年度宮崎県職員採用試験(追加募集)第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について
6. 1. 11 第20回	定例	【議 案】 1 令和5年度第19回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 【協議事項】 1 職員採用試験制度の見直しについて 【報告事項】 1 給与の支払監理及び勤務環境等に関する実地調査の実施について

開催年月日	定例 臨時	議案等
6. 1. 29 第21回	定例	【議 案】 1 令和5年度第20回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の任用に関する規則の一部改正について 【協議事項】 1 特別枠の第1次試験合格者の決定基準の見直しについて 2 警察官採用試験に係る委任事務の変更について 3 令和6年度警察官採用試験の基本方針について 【報告事項】 1 令和5年度警察官採用試験B(男性・女性・情報工学)の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 2 令和5年度宮崎県職員採用試験合格者の内定状況について 【その他】 1 宮崎県職員・警察官就職ガイダンスの開催について 2 障害者活躍推進計画の実施状況について
6. 2. 8 第22回	定例	【議 案】 1 令和5年度第21回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和6年度宮崎県職員採用試験日程について 3 令和6年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・警察行政を除く))等について 4 一般任期付職員の任期の更新に係る承認について 【協議事項】 1 臨床検査技師の採用方法の見直しについて
6. 2. 22 第23回	定例	【議 案】 1 令和5年度第22回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 3 職員の任用に関する規則等の一部改正について 4 令和4年度職員採用試験(大学卒業程度)等採用候補者名簿の失効について 5 職員の級別基準職務を定める規則の一部改正について 6 組織改正に伴う人事委員会規則の一部改正について 7 2月定例県議会へ提出された条例案に対する人事委員会の意見について 8 有給休暇の承認の基準第25号に基づく協議について 【報告事項】 1 給与の支払監理及び勤務環境等に関する実地調査の結果について
6. 3. 11 第24回	定例	【議 案】 1 令和5年度第23回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 3 一般任期付職員の任期を定めた採用に係る承認について 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正等に伴う人事委員会規則等の一部改正等について 5 会計年度任用職員の給与の特例に関する協議について
6. 3. 18 第25回	臨時	【議 案】 1 令和5年度第24回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 【報告事項】 1 令和6年度県職員採用試験(大学卒業程度(「特別枠」、「社会人」、「技術系職種」))及び保健師採用試験の受験申込者数の状況(中間)について
6. 3. 25 第26回	定例	【議 案】 1 令和5年度第25回人事委員会(臨時会)の議事録の承認について 2 人事委員会事務局職員の人事異動について 3 職員の選考について 4 宮崎県人事委員会事務局組織規則の一部改正について 5 職員の級別基準職務を定める規則の一部改正について 6 「選考により採用する職」の承認について 7 組織改正等に伴う人事委員会規則の一部改正について 8 管理監督職勤務上限年齢調整額の決定に係る承認について 【報告事項】 1 職員の派遣について

5 人事委員会規則の制定及び改廃の状況

規則等	公布年月日•規則番号	施行年月日 (適用年月日)
初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部 を改正する規則	令和5年12月14日人事委規則第43号	5. 12. 14 (5. 4. 1)
初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年12月14日人事委規則第44号	5. 12. 14 (6. 4. 1一部) (5. 4. 1一部)
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正す る規則	令和5年12月14日人事委規則第45号	5. 12. 14 (6. 4. 1一部) (5. 4. 1一部)
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	令和6年2月5日人事委規則第1号	6. 2. 5
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	令和6年2月29日人事委規則第2号	6. 4. 1
職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する 規則	令和6年3月18日人事委規則第3号	6. 3. 18 (6. 4. 1一部)
職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規 則	令和6年3月18日人事委規則第4号	6. 3. 18 (6. 4. 1一部)
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正す る規則	令和6年3月18日人事委規則第5号	6. 3. 18 (6. 4. 1一部)
宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則	令和6年3月22日人事委規則第6号	6. 4. 1
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正 する規則	令和6年3月22日人事委規則第7号	6. 4. 1
給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和6年3月22日人事委規則第8号	6. 4. 1
会計年度任用職員の給料等に関する規則の一部を改 正する規則	令和6年3月25日人事委規則第9号	6. 4. 1
へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	令和6年3月25日人事委規則第10号	6. 4. 1
平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正 市町村立学校給与条例附則第6条から第9項までの規 定による給料に関する規則を廃止する規則	令和6年3月25日人事委規則第11号	6. 3. 25
宮崎県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する 規則	令和6年3月29日人事委規則第12号	6. 4. 1
職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する 規則	令和6年3月29日人事委規則第13号	6. 4. 1
職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規 則	令和6年3月29日人事委規則第14号	6. 4. 1
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規 則	令和6年3月29日人事委規則第15号	6. 4. 1
地域手当に関する規則の一部を改正する規則	令和6年3月29日人事委規則第16号	6. 4. 1
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正す る規則	令和6年3月29日人事委規則第17号	6. 4. 1

6 条例の制定・改廃に関する意見回答

議	案 名	回答年月	目目	回答内容
地方警察職員の特殊動の一部を改正する条件	勤務手当に関する条例 列	5. 6.	13	異議ありません
職員の特殊勤務手当 改正する条例	こ関する条例の一部を	5. 9.	14	異議ありません
地方警察職員の特殊動の一部を改正する条件	勤務手当に関する条例 列	5. 9.	14	異議ありません
	条例及び一般職の任期 関する条例の一部を改	5. 12.	5	異議ありません
市町村立学校職員の紀一部を改正する条例	給与等に関する条例の	5. 12.	5	異議ありません
会計年度任用職員の紹する条例等の一部を記	給与及び費用弁償に関 改正する条例	5. 12.	5	異議ありません
び義務教育諸学校等の	給与等に関する条例及 の教育職員の給与等に する条例の一部を改正	6. 2.	22	異議ありません
	こ関する条例及び宮崎 備及び運営の基準に関 Eする条例	6. 2.	22	異議ありません
の一部を改正する条件	定年等に関する条例等 列及び市町村立学校職 列の一部を改正する条	6. 2.	22	異議ありません

7 歴代人事委員就任、退任状況

(令和6年4月1日現在)

Ž	委員	員 /	名	就任年月日	退任年月日	備考
高	橋	隆	道	S26. 6.12	S27. 8.10	初代委員長(S26. 6.14~S27. 8.10)
門	Ш		暴	S26. 6.12	S27. 5.18	死亡退職
宗	像	英	=	S26. 6.12	S30. 1.10	3代委員長(S28. 9. 4~S29. 4.14)
曽	木	重	貴	S27. 7.22 S28. 6.26	S28. 1.20 S28.12.24	
中	村		肇	S27. 9.29 S28. 6.26	S28. 6.11 S32. 6.25	2代委員長(S27.10.8~S28.6.11) 5代委員長(S29.9.15~S30.6.15)
栗	原	_	男	S28. 12. 25 S29. 7. 9	S29. 6.11 S32. 7.31	4代委員長(S29. 4.15~S29. 6.11)
桝	本	輝	義	S30. 6.16 S34. 7. 1	S34. 6.15 S38. 6. 1	6代委員長(S30.7.1~S38.6.1) 死亡退職
坂	田	春	男	S32. 8. 9 S36. 10. 12	S36. 8. 8 S40. 10. 11	
杉	原	精	_	\$32. 9.16 \$33. 8.15 \$37. 8.15	S33. 7. 8 S37. 8.14 S41. 8.14	
斉	藤		夫	S38. 7. 1	S42. 6.30	7代委員長(S38. 7. 1~S41. 6.30)
岩	切		護	S40. 10. 12	S42. 7. 4	8代委員長(S41.7.1~S42.7.4)
藤	崎	晴	誓	S41. 9.16	S42. 7. 4	
蒲	生	昌	作	S42. 7. 7	S43. 12. 23	9代委員長(S42. 7. 7~S43.12.23)
Щ	内	安	朗	S42. 7. 7	S44. 3.31	
富	高	憲	晃	S44. 1.27	S44. 3.31	10代委員長(S44. 1.27~S44. 3.31)
田	内	市	郎	S44. 4. 1 S44. 10. 12	S44. 10. 11 S46. 8. 6	11代委員長(S44. 4. 1~S46. 8. 6)
ЛП	越	光	明	S44. 4. 1 S45. 9. 29 S49. 10. 8	\$45. 9.15 \$49. 9.28 \$53.10. 7	13代委員長(S48.10.15~S49.9.28) 14代委員長(S49.10.8~S53.10.7)
小	倉	庄	八	S46. 7.15	S48. 6.15	

Ź	委 身	員 名	就任年月日	退任年月日	備考
豊	留	勉	S46.10. 1	S48. 10. 11	12代委員長(S46.10.4~S48.10.11)
杉	本	勤	S42. 7. 7 S48. 7. 9 S50. 7. 19 S54. 7. 19 S58. 7. 19 S62. 7. 19 H 3. 7. 19	S46. 7. 6 S50. 7. 14 S54. 7. 18 S58. 7. 18 S62. 7. 18 H 3. 7. 18 H 7. 7. 18	
廣	瀬	與 一	S48. 10. 12 S52. 10. 25 S56. 10. 25	S52. 10. 11 S56. 10. 24 S60. 10. 24	15代委員長 (S53. 10. 12~S56. 10. 24) 16代委員長 (S56. 10. 25~S60. 10. 24)
南	崎	洋 史	S53. 10. 8 S57. 10. 8	S57. 10. 7 S59. 6. 21	
江	夏	順吉	S59. 7. 7	S60.10. 7	
後	藤	一髙	S60. 10. 25 Н $\bar{\pi}$. 10. 25 Н 5. 10. 25 Н 9. 10. 25	H 元. 10. 24 H 5. 10. 24 H 9. 10. 24 H13. 10. 24	17代委員長(S60.10.25~H 元.10.24) 18代委員長(H 元.10.25~H 5.10.24) 19代委員長(H 5.10.25~H 9.10.24) 20代委員長(H 9.10.25~H13.10.24)
谷	П	善弘	S60. 12. 11 S61. 10. 8 H 2. 10. 8 H 6. 10. 8	S61. 10. 7 H 2. 10. 7 H 6. 10. 7 H10. 10. 7	
佐	藤	安 正	H 7. 7.19 H11. 7.19 H15. 7.19	H11. 7.18 H15. 7.18 H19. 7.18	
酒	井	盛行	H10.10.8	H14.10. 7	
岡	田	章 一	H13. 10. 25	H17. 10. 24	21代委員長(H13.10.30~H17.10.24)
久	田	ヤヨイ	H14.10. 8	H18.10. 7	
黒	木	奉 武	H17. 10. 25 H21. 10. 25	H21. 10. 24 H23. 9. 30	22代委員長 (H17.10.31~H21.10.24) 23代委員長 (H21.10.27~H23.9.30)
江	夏	由宇子	H18.10. 8 H22.10. 8 H26.10. 8	H22.10. 7 H26.10. 7 H30.10. 7	
郷		俊介	H19. 7.19 H23. 7.19 H27. 7.19	H23.7.18 H27.7.18 R 1.7.18	
村	社	秀継	H23.10. 1 H25.10.25	H25. 10. 24 H29. 10. 24	24代委員長 (H23.10.5~H25.10.24) 25代委員長 (H25.10.25~H29.10.24)

Ź	委 貞	員 名	就任年月日	退任年月日	備考
濵	砂	公 一	Н29. 10. 25	R 3.10.24	26代委員長(H29.11.10~R 3.10.24)
Щ	П	ひろみ	H30.10. 8 R 4.10. 8	R 4.10. 7 (現 在)	
黒	木	昭 秀	R 1. 7.19 R 5. 7.19	R 5. 7.18 (現 在)	
佐	藤	健 司	R 3.10.25	(現 在)	27代委員長(R 3.11.10~ 現在)

8 事務局

(1)組織

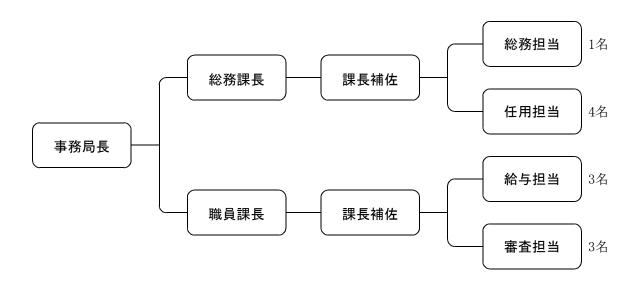
昭和26年6月14日付けで初代事務局長が任命され、総務課、調査課の2課制で、職員18名を もって発足した。

昭和57年4月1日付けの組織改正により、調査課を職員課に改め、課にそれぞれ課長補佐を配置し、係について、庶務係の名称を総務係に変更し、任用係と職員係を統合して任用係と した。

また、任用係を総務課へ、給与係を職員課へそれぞれ移管した。

平成16年4月1日付けで定数が18名から15名となった。

平成17年4月1日から係制を廃し、担当制を導入した。



(2)職員の現員(令和6年4月1日現在)

	事務局長	課長	課長補佐	専門主幹	主幹	主査	主任主事	主事	計
現員	1	2	2	1	2	2	3	3	16

(3) 分掌事務

○総務課

- 1 事務局職員の任免、服務その他人事に関すること。
- 2 事務局職員の研修及び福利厚生に関すること。
- 3 委員会等の公印管守に関すること。
- 4 文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 5 予算及び会計に関すること。
- 6 財産及び物品の管理に関すること。
- 7 人事委員会の議事に関すること。
- 8 人事委員会規則その他諸規程の制定に関すること。
- 9 広報に関すること。
- 10 業務の状況の報告に関すること。
- 11 職員の研修に関する計画の立案及び勧告に関すること。
- 12 職員の営利企業等の関与及び従事制限その他服務に関すること。
- 13 職員の競争試験及び選考に関すること。
- 14 任用候補者名簿の作成及びこれによる任用方法の制定に関すること。
- 15 人事行政に関する事項の調査、人事記録の管理その他人事に関する統計報告の 作成に関すること。
- 16 職員の任命方法基準の制定に関すること。
- 17 条件附採用又は臨時的任用の統制に関すること。
- 18 職員の定年等に関すること。
- 19 人事評価、研修その他職員に関する制度の研究に関すること。
- 20 他課の主管に属さない事務に関すること。

○職員課

- 1 職員の人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究に関すること。
- 2 給与・勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- 3 職員に対する給与支払の監理に関すること。
- 4 職員の苦情の処理に関すること。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- 6 職員に対する不利益な処分についての審査請求の審査に関すること。
- 7 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- 8 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求に関すること。
- 9 職員の分限及び懲戒に関すること。
- 10 職員の労働基準監督に関すること。
- 11 職員団体に関すること。
- 12 退職管理に関する任命権者に対する調査の要求等に関すること。

9 歴代事務局長就任、退任状況

(令和6年4月1日現在)

B	E	名	7	就	任年	月日	1	退位	任年	月日	備考
石	JII	真	澄	昭和	26.	6.	14	昭和	34.	5.21	
藤	崎	晴	誓	11	34.	5.	22	11	41.	3.31	退職
染	矢	武	男	11	41.	4.	1	11	42.	7.19	地方労働委員会事務局長へ
永	井	秀	雄	11	42.	7.	20	11	44.	3.31	消防学校長へ
田	内	市	郎	11	44.	4.	1	"	46.	8. 6	福祉生活部長へ
村	上	幸	_]]	46.	8.	7	"	53.	3.31	議会事務局長へ
辺	保	真	_	IJ	53.	4.	1	IJ	55.	3.31	福祉生活部長へ
杉	尾	Ξ	夫	IJ	55.	4.	1	IJ	57.	3.31	福祉生活部長へ
中	島	茂	樹]]	57.	4.	1	"	58.	3.31	議会事務局長へ
甲	斐	俊	則	IJ	58.	4.	1	IJ	59.	3.31	退職
森	Щ		博	IJ	59.	4.	1	IJ	60.	3.31	退職
松	野	義	臣	11	60.	4.	1	11	62.	3.31	福祉生活部長へ
緒	方		信	11	62.	4.	1	平成	2.	3.31	退職
岩	切	成	正	平成	2.	4.	1	11	3.	3.31	退職
稲	留	_	哉	11	3.	4.	1	11	4.	3.31	東京事務所長へ
児	玉	純	_	11	4.	4.	1	11	5.	3.31	総合博物館長へ
安	藤	忠	恕	11	5.	4.	1	11	7.	3.31	商工労働部長へ
溝	П		晃	IJ	7.	4.	1	11	8.	3.31	農政水産部長へ
長	Щ	登志	ま男	IJ	8.	4.	1	11	9.	3.31	東京事務所長へ
藤	崎		翼]]	9.	4.	1	11	10.	3.31	生活環境部長へ
佐	野	芳	弘	IJ	10.	4.	1	11	11.	3.31	県参事へ(商工労働部)
浜	田	範	幸	IJ	11.	4.	1	11	12.	3.31	生活環境部長へ
Ш	崎	浩	康	IJ	12.	4.	1	IJ	13.	3.31	総務部長へ
新	垣	隆	正	IJ	13.	4.	1	IJ	14.	3.31	総務部長へ
伊	藤	惇		IJ	14.	4.	1	"	15.	3.31	総務部長へ
中	原	健	次	"	15.	4.	1	"	15.	8.27	地方労働委員会事務局長へ
仲	田	俊	彦	"	15.	8.	28	11	17.	3.31	県参事へ(商工観光労働部)
渡	辺	義	人	11	17.	4.	1	11	19.	3.31	総務部長へ
大	野	俊	郎	11	19.	4.	1	11	21.	3.31	退職
太	田	英	夫	"	21.	4.	1	"	23.	3.31	退職
四	本		孝	IJ	23.	4.	1	IJ	24.	3.31	総務部長へ

丑	. 13	名	7	就	任年	月日	I	退位	任年	月日	備考
内标	保	博	秋	平成	24.	4.	1	平成	26.	3.31	宮崎県立図書館長へ
亀	田	博	昭	"	26.	4.	1	"	28.	3.31	退職
金	子	洋	士	IJ	28.	4.	1	"	29.	3.31	宮崎県立図書館長へ
原	田	幸	<u> </u>	"	29.	4.	1	"	31.	3.31	退職
吉	村	久	人	"	31.	4.	1	令和	2.	3.31	総務部長へ
小	田	光	男	令和	2.	4.	1	"	3.	3.31	危機管理統括監へ
福	嶋	清	美	"	3.	4.	1	"	4.	3.31	退職
日	高	幹	夫	"	4.	4.	1	"	5.	3.31	退職
田	村	伸	夫	11	5.	4.	1	(=	現	在)	

第 2 章

任 用 関 係

1 採用試験の概要

第1表 採用試験の実施日程

	. 衣	1/K / 11 III	、験の実施は	1 作					
租	Ē	類	公告日	申 込 受付期間	第 1 次 試 験 日	1 次合格 発 表 日	第 2 次 試 験 日	最終合格 発 表 日	第1次試験地
	一般 (特別	行政 川枠)	R5. 2. 27	R5. 3. 1 ~R5. 3. 31	R5. 4. 10 ~R5. 4. 24	R5. 4. 28	R5. 5. 10 ∼R5. 5. 19	R5. 5. 30	
	技術 (特別			· KJ. 5. 51	1 KJ. 4. 24		R5. 5. 17	R5. 5. 30	
大学	一般 (社会	行政 会人)			$ \begin{array}{c} R5. 4. 24 \\ \sim R5. 5. 21 \end{array} $	R5. 5. 25	R5. 6. 3 ∼R5. 6. 5	R5. 6. 21	
卒	技術(社会	職		R5. 3. 24 ~R5. 4. 27	R5. 4. 24 ~R5. 5. 25	R5. 6. 1	R5. 6. 18 R5. 6. 24	R5. 7. 11	テストセンター (全国47都
業程	技術 (社会 以外	人		NJ. 4. 21	* NO. 0. 20		R5. 6. 18 R5. 6. 26 ~R5. 6. 30	R5. 7. 11	道府県)
業程	一般(社会		R5. 9. 28	R5. 9. 29 ∼R5. 11. 13	R5. 10. 16 ∼R5. 11. 21	R5. 11. 29	R5. 12. 9 ∼R5. 12. 11	R5. 12. 26	
度	技術(特別社)	川枠・ 人)	R5. 9. 28	R5. 9. 29 ~R5. 11. 2	R5. 10. 16 ~R5. 11. 9	R5. 11. 17	R5. 12. 3	R5. 12. 26	
		行政 行政	R5. 4. 20	R5. 4. 21 ~R5. 5. 19	R5. 6. 18	R5. 6. 23	R5. 7. 4 R5. 7. 18 ~R5. 7. 29	R5. 8. 10	宮福東
高等程	\$学校	を業 度	R5. 7. 13	R5. 7. 14 ~R5. 8. 23	R5. 9. 24	R5. 9. 29	R5. 10. 11 R5. 10. 23 ~R5. 10. 27	R5. 11. 13	宮崎、都城延岡、日南
保	健	師	R5. 2. 27	R5. 3. 24 ∼R5. 4. 27	R5. 4. 24 ∼R5. 5. 25	R5. 6. 1	R5. 6. 18 R4. 6. 29	R5. 7. 11	テストセンター (全国47都 道府県)
臨技	床材	金 新	R5. 7. 13	R5. 7. 14 ~R5. 8. 23	R5. 9. 24	R5. 9. 29	R5. 10. 11 R5. 10. 26 ~R5. 10. 27	R5. 11. 13	宮崎、都城延岡、日南
障が収料選	者を対象 考試験	象とする	R5. 7. 31	$^{ m R5.8.1}_{ m \sim R5.8.23}$	R5. 9. 24	R5. 9. 29	R5. 10. 19	R5. 11. 13	宮 崎 市
就職氷とする	河期世紀 採用選	代を対象 考試験	R5. 8. 24	$ \begin{array}{c} R5.8.25 \\ \sim R5.9.28 \end{array} $	R5. 10. 15	R5. 10. 27	\sim $85.11.25$	R5. 12. 11	宮崎市
数言	A	男性 女性 ^{情報} 工学	R5. 4. 20	R5. 4. 21 ∼R5. 5. 19	R5. 7. 9 R5. 7. 10 ~R5. 7. 11	R5. 7. 27	R5. 8. 11 R5. 9. 4 ~R5. 9. 5	R5. 9. 22	宮崎市
察官	В	男性 女性 情報工学	R5. 7. 13	R5. 7. 14 ~R5. 8. 23	R5. 10. 15 R5. 10. 18 ~R5. 10. 20	R5. 11. 2	R5. 11. 10 R5. 12. 12 ~R5. 12. 13	R5. 12. 25	宮崎、都城延岡、日南

[※]警察官採用試験は警察本部長に試験実施事務を委任している。

[※]警察官B(男性・女性・情報工学)の身体測定・体力検査の試験地は宮崎市のみ。

第2表 採用試験の受験資格

				アクラック		受		 験		 資		 格		
種	E	類	į	 年	齢	<u>X</u>	学	 歴						<i>t</i> .i.
大学卒業程		記以外区分割		①平成6年4月2日から平成14年4月1日までに 生まれた者(満21歳以上満29歳未満の者) ②平成14年4月2日以降に生まれた者で、大学 を卒業した者若しくは令和6年3月31日までに 卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等 以上の学力があると認める者					*		0	1	他	
度		大特別 美士木 中		事委員会が	同等と記	忍める	ものを	たで大学(人 含む。)を卒 日までに卒業						
	社 対	会 』	人象	昭和58年4月まれた者(1日までに生 満の者)						
高卒	等業		校度	平成14年4月 まれた者(1日までに生 満の者)						
保	俊	#	師	平成6年4月 満の者)	2日以降	に生ま	れた者	台(満29歳未						和5年度保健 見込みの者
臨月	末 検	査技	師	平成6年4月 満の者)	2日以降	に生ま	れた者	台(満29歳未	度問	末検査技 塩床検査 込みの者	技師国	許を有る 家試験に	する者だ	又は令和5年 て免許を取得
障がとする試験	トる技	音を対 采用選	 大 大	平成6年4月 まれた者(1日までに生 満の者)				療育手幅		精神障害者保
を対		可期世 : する : 大験		昭和45年4月 まれた者	2日から	5昭和6	61年4月	1日までに生	令和に正	泊4年8月 E規雇用	1日かり 労働者	う令和5 ^年 として履	F7月3∶ 雇用さ;	1日までの間 れていない者
警		男	性	く。) の卒 に卒業見込 委員会がこ	業者若し みの者∑ れと同等 63年4月	_し くは ^く なは志い よ は た い よ は よ し に よ し に よ に よ に に に に に に に に に に に に に	令和6年 望する? の学力?	短期大学を除 ・3月末日まで 各都県の人事 があると認め まれた者 (満	職	本測定の 務遂行!		のない身	体状態	*であること
i	Α	女	性	く。) の卒 に卒業見込 同等以上の	業者若し みの者を 学力がも	ンくは ^く スは人 [‡] みるとi	令和6年 事委員: 認める	者で昭和63年	身位	<u>*検査の</u> 視 力	両眼又は	両眼とも	矯正	が0.6以上 視力が1.0
察		情工	報学	※情報工学	について	ては、?	独立行;	歳未満の者) 政法人情報処 に合格してい		色 <u>覚</u> 聴力 その他		ざ行にえ		ないこと
官		男	性					者で、昭和63 でに生まれた						
	В	女	性	者(満17歳	以上満3	5歳未済	満の者)							
		情 工	報 学					に合格してい						

労り衣 1木川	試験の実施結果								
種		当 初	受 験	第1%	欠試験				
類	区分試験	採用	申込者数	受 験者 数	合格 数	受 験者 数	合格 数	合格 率 E÷B	競 争 倍 率 B÷E
		人	А人	В人	C 人	D人	Е人	%	倍
	一般行政特別枠	21	280	200	93	82	31	15.5%	6. 5
	土木特別枠	5	6	6	6	6	6	100.0%	1. 0
	土木特別枠(追加)	4	4	2	2	2	0	0.0%	
	農業土木特別枠	3	6	6	6	5	4	66. 7%	1. 5
	農業土木特別枠(追加)	2	4	3	3	3	1	33.3%	3. 0
	一般行政 警察行政	55 4	200	156	125	107	67	42. 9% 33. 3%	2. 3
	心 理	3	12	9	9	9	4	44. 4%	2. 3
	社会福祉	2	17	12	10	8	4	33.3%	3. 0
	電気	4	17	10	9	6	4	40.0%	2. 5
	機械	1	6	5	5	3	1	20.0%	5. 0
大	土木	9	15	9	9	7	4	44.4%	2. 3
	建築	5	10	8	8	4	3	37. 5%	2. 7
卒	化 学	1	14	12	10	7	4	33.3%	3. 0
	農業	8	46	38	38	30	17	44. 7%	2. 2
	農業土木	3	6	4	3	2	1	25.0%	4.0
程	畜 産	4	7	6	5	3	2	33.3%	3. 0
	林 業	5	13	12	12	9	6	50.0%	2.0
度	水 産	4	16	10	10	7	4	40.0%	2. 5
及	管理栄養士	1	23	17	8	8	4	23.5%	4. 3
	小 計	144	728	543	381	318	173	31.9%	3. 1
	一般行政(社会人)	5	145	93	31	29	9	9. 7%	10. 3
	一般行政(社会人)追加	4	68	47	27	24	8	17.0%	5. 9
	土木(社会人)	3	3	2	2	1	1	50.0%	2. 0
	土木(社会人)追加	2	2	1	1	1	1	100.0%	1. 0
	農業土木(社会人)	2	1	0				_	
	農業土木(社会人)追加	1	0	0	-	_	_		
	林業(社会人) 追加	3	2	2	1	1	1	50. 0% 100. 0%	2. 0
	小 計	22	222	146	64	58	21	14. 4%	7. 0
	一般事務	22	142	123	53	49	32	26. 0%	3. 8
	警察行政	4	49	44	12	10	7	15. 9%	6. 3
高	電気	1	4	3	3	3	2	66. 7%	1. 5
卒	土木	8	23	22	20	20	15	68. 2%	1. 5
程度	農業土木	5	15	14	12	10	9	64. 3%	1. 6
	林 業	2	1	1	1	1	1	100.0%	1.0
	合 計	42	234	207	101	93	66	31.9%	3. 1
保健師		5	11	10	9	9	6	60.0%	1. 7
臨床検査技師		3	27	24	17	15	9	37.5%	2. 7
障がい者	一般事務	2	9	7	7	7	4	57. 1%	1.8
選考	警察行政	1	5	5	5	5	1	20.0%	5. 0
就職氷河期 世代選考	一般事務	3	90	70	15	14	5	7. 1%	14. 0
	A 男性	17	92	56	53	42	19	33.9%	2. 9
警	A女性	7	36	24	23	16	9	37.5%	2. 7
	A 情報工学	1	1	0	_	_	_	_	
察	B男性	17	124	76	62	53	19	25.0%	4. 0
官	B女性	7	61	35	34	31	16	45. 7%	2. 2
	B 情報工学	1	1	0	_	_	_	_	_
	合 計	50	315	191	172	142	63	33.0%	3. 0
合	計	272	1, 641	1, 203	771	661	348	28.9%	3. 5
前年	三度合計	233	1, 863	1, 369	734	666	358	26. 2%	3. 8

注)「当初採用予定」とは試験案内公告時点のものである。

年度	種類 区分	大卒程度	高卒程度	保健師	臨床検査技師	障がい者選考職氷	就職氷河期世代選考	敬意怒不日	合 計
30	受験者	512	267	17	26	11		A (男性) 127 (女性) 29 B (男性) 16 (女性) 55) 1,209 2
30	合格者	134	44	5	4	5		A (男性) 30 (女性) 10 B (男性) 40 (女性) 12	298
R元	受験者	472	313	9	18	20		A (男性) 118 (女性) 20 B (男性) 166 (女性) 50) 1,192 5
1()	合格者	159	40	6	2	2		A (男性) 54 (女性) 10 B (男性) 47 (女性) 14	338
R 2	受験者	748	311	13	18	18	143	A (男性) 103 (女性) 2 ² B (男性) 158 (女性) 6 ²	1,600
1. 2	合格者	179	46	4	2	3	3	A (男性) 4' (男性) 12 B (男性) 36 (女性) 16	348
R 3	受験者	788	272	24	19	23	85	A (男性) 80 (女性) 24 (情報工学) 12((女性) 66 (情報工学)	3
КЭ	合格者	159	60	6	2	4	4	A (男性) 22 ((情報工学) B (男性) (情報工学) (情報工学) (情報工学) (情報工学)	303
R 4	受験者	723	273	16	19	19	94	A (男性) 85 (女性) 19 (情報工学) 85 (女性) 85 (女性) 33 (情報工学)	1,369
1/ 1	合格者	173	76	8	2	3	6	A (男性) 34 (女性) 1((情報工学) 3 (女性) 15 (情報工学) 11 (情報工学) (情報工学)	358
R 5	受験者	689	207	10	24	12	70	A (男性) 56 (男性) 22 (情報工学) 6 (女性) 76 (女性) 35	1, 203
K O	合格者	194	66	6	9	5	5	(情報工学) ((情報工学) ((情報工学) ((情報工学) ((情報性) ((情報工学) ((情報工学) ((情報工学) (348

第5表 警察官採用共同試験依頼都府県別受験者の推移 [A、Bの合計]

単位:人

都府県 年 度	東京	滋 賀	大 阪	兵 庫	計
R元	1 0	1	0	1	1 2
R 2	5	0	0		5
R 3	7	5	1		1 3
R 4	4	3	0		7
R 5	2		0		2

2 人材確保対策

地方分権の進展や、高度化、多様化する地域住民のニーズに対応するため、幅広い視野と柔軟性のある優れた人材を確保し、育成することが求められている。このためパンフレット、ホームページでの広報、動画やSNSを活用した情報発信、Web等による説明会の実施など試験案内活動の強化を図るとともに、技術系職種の受験者の掘り起こしを目的に創設した「宮崎県庁ナビゲータ」と希望者との面談等の実施など、積極的に優れた人材の確保に取り組んだ。

3 採用候補者名簿からの採用概況

令和4年度に作成された採用候補者名簿からの採用状況は、第6表に示すとおりで、大卒程度 127人、高卒程度45人、保健師6人、臨床検査技師2人、警察官A(男性)27人、警察官A (女性)9人、警察官A(情報工学)2人、警察官B(男性)26人、警察官B(女性)11人の 総数で254人となっており、前年度と比較すると総数では28人(12.4%)増となっている。 一方、採用候補者名簿の中には、本県以外の公務員等への就職者等がおり、これらによる辞退者 等の数は86人で、全体の約24.6%になっている。

		1	,					
中月 「	タ 簿 の タ 称	名簿の確定	区分計驗	採用予定者数	名簿登	採用	辞退	名簿残
令4.6.25 完成介容 2 1 3 0 1 6 1 4 令4.6.9 2	石 停 V 石 M	年 月 日	区分配款	(最終)	載者数	者 数	者 等	存者数
特別		令4.8.10	一般行政	5 0	6 0	4 4	1 6	
令5.2.8		令4.5.25	一般行政特別作	2 1	3 0	1 6	1 4	
令5.2.8			十 木 特 別 枠	6	8	2	6	
今5.2.8 中の砂砂油面 2 2 1 1 65.2.8 一次		令4.6.9		2	2	2		
中の							1	
令和 4 年度 宮崎県職員採用試験 令4 7.11		令5.2.8					1	
中央		A4 0 10						
社会福祉 1 1 2 2 2		714.0.10						
金和 4 年度官職児職員採用試験								
横横 横 1 2 2 2 1				1	1		1	
中央			電気	1	2	2		
令和 4年度官齡鬼職員採用試験 採用 令4.7.11 建築 3 4 2 2 化 学 4 5 4 1 農業土木 2 1 1 畜 面 3 4 4 4 林 業 6 6 6 6 水 産 4 4 3 1 管理栄養士 1 2 2 計 137 163 118 45 0 今4.6.20 一般公人及人 2 1 0 1 十七会人人 2 1 0 1 1 今4.7.20 社会人人 2 1 1 1 令5.2.8 付金人上 2 1 1 1 會有 (用金厂業長業 2 1 1 1 1 1 令5.2.8 付金人上 2 1 <t< td=""><th></th><td></td><td>機械</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td></td><td></td></t<>			機械	1	2	2		
令和 4年度官齡鬼職員採用試験 採用 令4.7.11 建築 3 4 2 2 化 学 4 5 4 1 農業土木 2 1 1 畜 面 3 4 4 4 林 業 6 6 6 6 水 産 4 4 3 1 管理栄養士 1 2 2 計 137 163 118 45 0 今4.6.20 一般公人及人 2 1 0 1 十七会人人 2 1 0 1 1 今4.7.20 社会人人 2 1 1 1 令5.2.8 付金人上 2 1 1 1 會有 (用金厂業長業 2 1 1 1 1 1 令5.2.8 付金人上 2 1 <t< td=""><th></th><td></td><td>土 木</td><td>9</td><td>8</td><td>5</td><td>3</td><td></td></t<>			土 木	9	8	5	3	
令和 4 年度 宮崎県職員採用試験 探				3	4	2	2	
最業土木 2 11 11 1 審 6 6 6 6 本 4 4 4 4 本 2 4 4 3 1 管理栄養士 1 2 2 1 1 令4.6.20 一般行政 6 7 6 1 十分人 2 1 0 1 令4.7.20 社会人 2 1 1 0 市 1 1 0 <t< td=""><th> 令和 4 年度宮崎県職員採用試験</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>	令和 4 年度宮崎県職員採用試験							
農業土木 2 1 1 1 畜 産 3 4 4 4 林 業 6 6 6 6 水 産 4 4 3 1 管理栄養士 1 2 2 1 0 1 令4.6.20 一般行政 6 7 6 1 <td< td=""><th> 採`用` 候 '補´ 者 '名 ´簿</th><td>令4.7.11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></td<>	採`用` 候 '補´ 者 '名 ´簿	令4.7.11					1	
音 産 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 3 1 1 1 2 2 2 1 1 1 2 2 1								
本 業 6 6 6 6 6 7 6 7 6 1 常理栄養士 1 2 2 2 計 137 163 118 45 0 令4.6.20 一般气力 6 7 6 1 一般气力 6 7 6 1 一般大力 2 1 0 1 令4.7.20 一般人力 2 1 1 0 1 本人大人 2 1 1 0 8 2 0 一般多於 2 1 1 1 令5.2.8 一般多於 2 1 1 1 計 12 10 8 2 0 一般事務 2 9 3 9 2 2 17 警察事務 10 13 9 4 管際業士 6 6 6 4 2 2 本 1 1 1 4 8 6 6 任金人企作 6 6 4 2 2 本 2 1 1 1 0 1 3 9 4 任金人企作 6 6 4 2 2 本 3 3 2 1 1 1 0 1 3 9 4 任金人企作 6 6 4 2 2 本 2 1 1 1 0 1 3 9 4 任金人企作 6 6 4 2 2 本 2 1 1 1 0 1 3 9 4 任金人企作 6 6 4 2 2 本 3 3 2 1 1 1 1 0 1 1 3 9 4 任金人企作 6 6 4 2 2 本 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2								
水 産 4 4 4 3 1 1 管理栄養土 1 2 2 2 計 1 3 7 163 118 45 0 0 令4.6.20 一般介及 6 7 6 1 一般代介及 2 1 0 1 0 1 一枚社会人》 2 1 1 0 1 一枚社会人》 2 1 1 0 1 一枚社会人》 2 1 1 1 一秒 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
管理栄養士 1 2 2 計 137 163 118 45 0 令4.6.20 一般行政 6 7 6 1 一般介表 2 1 0 1 本4.7.20 村社会人水 2 1 1 0 1 本5.2.8 村金人山市 2 1 1 1 市 12 10 8 2 0 中和工作度官崎県職員採用試験 採用條構者名等 2 1 1 0 1 中和工作度官崎県警察官採用試験內保護 今4.11.14 1 1 0 1 大田大東 度 宮崎県警察官採用試験內保理 音名 今4.7.11 保健師 5 8 6 2 大田大東 度 宮崎県警察官採用試験內保理 音名 今4.11.14 本年度宮崎県警察官採用試験內保理 音名 今4.9.20 4 2 2 2 2 今和4年度宮崎県警察官採用試験內保理 者名 今4.9.20 4 9 10 9 1 公本 日東 管衛県警察官採用試験內保理 者名 今4.9.20 4 2 2 2 2 公本 日東 管衛県警察官採用試験內保理 者名 今4.12.26 8 9 1 4 公本 日東 管衛県 警察官採用試験內保理 者名 今4.12.26 8 9 1 1 4 公本 日東 管衛 報名 名 6 3 1 2								
計 137 163 118 45 0 令4.6.20 一般行政 (社会人) 6 7 6 1 令4.7.20 大社会人 2 1 0 1 本社会人 2 1 1 0 1 令5.2.8 社会人 2 1 1 0 1 中和 4年度宮崎県職員採用試験 採用機構者名 2 1 1 0 1 0 1 0 <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td>				4			1	
令4.6.20 一般行政 (社会人) 6 7 6 1 令4.7.20 十(社会人) 2 1 0 1 木(社会人) 2 1 1 1 令5.2.8 村会人) 2 1 1 1 十分 1 1 2 2 2 1 1 中和 4			管理栄養士	1	2	2		
令4.7.20 七(社会人) 0 7 0 1 中4.7.20 七(社会人) 2 1 0 1 中4.7.20 七(社会人) 2 1 1 1 中 4.7.20 十(社会人) 2 1 1 1 中 7.0 1 1 2 1 1 1 中 8.6 2 3 3 2 1 7 中 7.0 4 4 2 1 1 1 1 中 7.0 4 5 2 3 9 2 2 1 7 中 8.6 2 3 9 2 2 1 7 1 7 8 8 2 0 0 0 1								
木.20 株社会人業 2 1 1 令5.2.8 (社会人)追佈 2 1 1 計 12 10 8 2 0 一般事務 29 39 22 17 警察事務 10 13 9 4 電気 1 1 0 1 土 木 11 14 8 6 農業土木 6 6 4 2 林 第 3 3 2 1 計 60 76 45 31 0 令和 4年度 度 「崎県縣 保 健 節 採用 試験 採用 候 補 者 名 令4.7.11 保 健 師 5 8 6 2 令和 4年度 度 「崎県縣 保 補 者 名 令4.11.14 臨床檢查技師 2 2 2 2 令和 4年度 宮 崎県警察官採用試験 A 採用 條 補 者 名 令4.11.14 臨床檢查技師 2 2 2 2 令和 4年度 宮 崎県警察官採用試験 B 行用 條 補 者 名 令4.9.20 A(男性) 27 34 27 3 4 令4.9.20 A(青年度宮崎県警察官採用試験 B 採用 條 補 者 名 衛 令4.12.26 B(男性) 26 31 </td <th></th> <td></td> <td>計</td> <td>1 3 7</td> <td>163</td> <td>1 1 8</td> <td>4 5</td> <td>0</td>			計	1 3 7	163	1 1 8	4 5	0
令5.2.8 (社会人)達加 2 1 <		令4.6.20	一般行政(社会人)					0
令和4年度宮崎県職員採用試験 (用) (有) (有) (有) (有) (有) (有) (有) (有) (有) (有			一般行政(社会人)	6	7	6	1	0
令和4年度宮崎県職員採用試験 採用養養養養養養育工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工			一般行政(社会人)	6 2	7	6	1	0
令和 4年度宮崎県職員採用試験 (用) (信) (新) (有) (有) (有) (有) (有) (有) (有) (有) (有) (有		令4.7.20	一般行政(社会人)	6 2 2	7 1 1	6 0 1	1	0
令和4年度官崎県職員採用試験採用條補者名 令4.11.14 警察事務 10 13 9 4 一个4.11.14 電気 1 1 0 1 土木 11 14 8 6 農業土木 6 6 4 2 林業 3 3 2 1 計 60 76 45 31 0 令和4年度宮崎県臨床検査技師採用試験A採用條補者名簿 令4.7.11 保健師 5 8 6 2 令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用條補者名簿 令4.11.14 臨床検査技師 2 2 2 2 令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用條補者名簿 令4.9.20 A(男性) 27 34 27 3 4 令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用條補者名簿 令4.9.20 A(好性) 9 10 9 1 合和4年度宮崎県警察官採用試験B採用條補者名簿 令4.12.26 B(男性) 26 31 26 1 4 合和4年度宮崎県警察官採用試験B採用條補者名鄉 令4.12.26 B(男性) 11 13 11 1 1 自身会社 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		令4.7.20	一般行政(社会人)	6 2 2 2	7 1 1 1	6 0 1 1	1	
令和 4年度宮崎県職員採用試験 採用業養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養		令4.7.20	一般行政 社会人 本社会人 本社会人 本社会人 計	6 2 2 2 2 1 2	7 1 1 1 1 0	6 0 1 1 8	1 1 2	
会和4年度宮崎県保健師会和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿令和4年度宮崎県警察官採用試験B採用候補者名為簿合和4年度宮崎県警察官採用試験B採用候補者名為簿合和4年度宮崎県警察官採用試験B採用候補者名為簿 A(男性) 9 10 9 1 会社・9・20 日本の本の本のよりであります。 A(男性) 27 34 27 3 4 日本の本の本のよりであります。 A(男性) 27 34 27 3 4 日本の本の本のよりであります。 A(財産) 2 2 2 2 日本の本の本のよりであります。 A(財産) 2 6 31 26 1 4 日本の本の本のよりであります。 A(財産) 2 6 31 26 1 4 日本の本のよりであります。 A(財産) 2 6 31 26 1 4 日本の本のよりであります。 A(財産) 2 6 31 26 1 4 日本の本のよりであります。 A(財産) 2 6 31 26 1 4 日本のよりであります。 A(財産) 2 6 31 26 1 4 日本のよりによります。 A(財産) 2 6 31 26 1 4 日本のよりによりによりによります。 A(財産) 2 6 31 26 1 4 日本のよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ		令4.7.20	一般行政(社会人)本(社会人)本(社会人)推会人)推会人)推会人)推合人)推合人)推合人)推合人)推合人)推合人)推合人)	6 2 2 2 1 2 2 9	7 1 1 1 10 3 9	6 0 1 1 8 2 2	1 1 2 1 7	
農業土木 6 6 4 2 林 業 3 3 2 1 計 60 76 45 31 0 令和4年度宮崎県保健師採用試験採用候補者名簿 令4.7.11 保健師 5 8 6 2 令和4年度宮崎県臨床検査技師採用試験A採用候補者名簿 令4.11.14 臨床検査技師 2 2 2 令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿 A(男性) 27 34 27 3 4 令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿 令4.9.20 A(方報工学) 2 2 2 令和4年度宮崎県警察官採用試験B採用候補者名簿 令4.12.26 B(男性) 26 31 26 1 4 令和4年度宮崎県警察官採用試験B採用候補者名簿 令4.12.26 B(女性) 11 13 11 1 1	令和4年度宮崎県職員採用試験 (高等学校卒業程度)	令4. 7. 20 令5. 2. 8	一般行政 大社会人 木 林社会人 業 社会人追加 計 一般事務 警察事務	6 2 2 2 1 2 2 9 1 0	7 1 1 1 10 3 9 1 3	6 0 1 1 8 2 2 9	1 1 2 1 7 4	
林 業 3 3 2 1 計 60 76 45 31 0 令和 4年度宮崎県保健師採用試験採用候補者名簿令4.7.11 保健師 5 8 6 2 令和 4年度宮崎県臨床検査技師採用試験A採用候補者名簿令4.11.14 臨床検査技師 2 2 2 令和 4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿令和4年度宮崎県警察官採用試験B採用候補者名簿令和4年度宮崎県警察官採用試験B採用候補者名簿 A(情報工学) 2 2 2 合和 4年度宮崎県警察官採用試験B採用候補者名簿令4.12.26 B(男性) 26 31 26 1 4 合和 4年度宮崎県警察官採用試験B採用候補者名簿 今4.12.26 B(男性) 11 13 11 1 1	令和4年度宮崎県職員採用試験 (高等学校卒業程度) 採用候補者名簿	令4. 7. 20 令5. 2. 8	一般行人本 社会人 本 社会人	6 2 2 2 1 2 2 9 1 0	7 1 1 1 1 10 39 13 1	6 0 1 1 8 2 2 9	1 1 2 1 7 4 1	
計 60 76 45 31 0 令和4年度宮崎県保健師採用試験採用候補者名簿 令4.7.11 保健師 5 8 6 2 令和4年度宮崎県臨床検査技師採用試験採用候補者名簿 令4.11.14 臨床検査技師 2 2 2 令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿 A(男性) 27 34 27 3 4 令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿 令4.9.20 A(特報工学) 2 2 2 令和4年度宮崎県警察官採用試験B採用候補者名簿 令4.12.26 B(男性) 26 31 26 1 4 令和4年度宮崎県警察官採用試験B採用 候補者名 令4.12.26 B(女性) 11 13 11 1 1	令和4年度宮崎県職員採用試験 採 用 候 補 者 名 簿	令4. 7. 20 令5. 2. 8	一般 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	6 2 2 2 1 2 2 9 1 0 1 1	7 1 1 1 1 10 39 13 1 14	6 0 1 1 8 2 2 9 0 8	1 1 2 1 7 4 1 6	
令和4年度宮崎県保健師採用試験採用候補者名簿 令4.7.11 保健師 5 8 6 2 令和4年度宮崎県臨床検査技師採用試験A採用候補者名簿 令4.11.14 臨床検査技師 2 2 2 令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿 A(男性) 27 34 27 3 4 令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿 令4.9.20 A(男性) 9 10 9 1 令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿 令4.9.20 A(情報工学) 2 2 2 令和4年度宮崎県警察官採用試験B採用候補者名簿 令4.12.26 B(男性) 26 31 26 1 4 令和4年度宮崎県警察官採用試験B採用候補者名簿 令4.12.26 B(男性) 11 13 11 1 公園 日(女性) 11 13 11 1	令和4年度宮崎県職員採用試験 イ富等学校本業程度 採用等候者者	令4. 7. 20 令5. 2. 8	一般会人本 社会人 十代社会人 十代社会人 十代会人 十代会人 十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	6 2 2 2 1 2 2 9 1 0 1 1 1 1 6	7 1 1 1 1 0 3 9 1 3 1 1 4 6	6 0 1 1 8 2 2 9 0 8 4	1 1 2 1 7 4 1 6 2	
採用條相 有名 令和4年度宮崎県警察官採用試験A 令4.9.20 採用條補 者名 令和4年度宮崎県警察官採用試験A A(情報工学) 全和4年度宮崎県警察官採用試験B 採用條補 者名 令和4年度宮崎県警察官採用試験B 採用條補 者名 令和4年度宮崎県警察官採用試験B 採用條補 者名 令4.12.26 B(男性) 26 B(女性) 11 13 11 11 13 11 13 11 11 11 12 11 12 11 11 12 11 12 11 12 13 14 15 16 17 18 19 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 11 12 13 14 15 16 17 18 18 <td< td=""><th>令和4年度宮崎県職員採用試験 名。等学校卒業程度) 採用解析者名。簿</th><td>令4. 7. 20 令5. 2. 8</td><td>一般会人本 林社会人 第一 社会人 第一 社会人 第一 社会人 通</td><td>6 2 2 2 12 2 9 10 1 11 6 3</td><td>7 1 1 1 1 1 0 3 9 1 3 1 1 4 6 3</td><td>6 0 1 1 8 2 2 9 0 8 4 2</td><td>1 1 2 1 7 4 1 6 2</td><td>0</td></td<>	令和4年度宮崎県職員採用試験 名。等学校卒業程度) 採用解析者名。簿	令4. 7. 20 令5. 2. 8	一般会人本 林社会人 第一 社会人 第一 社会人 第一 社会人 通	6 2 2 2 12 2 9 10 1 11 6 3	7 1 1 1 1 1 0 3 9 1 3 1 1 4 6 3	6 0 1 1 8 2 2 9 0 8 4 2	1 1 2 1 7 4 1 6 2	0
採用條相 有名 令和4年度宮崎県警察官採用試験A 令4.9.20 採用條補 者名 令和4年度宮崎県警察官採用試験A A(情報工学) 全和4年度宮崎県警察官採用試験B 採用條補 者名 令和4年度宮崎県警察官採用試験B 採用條補 者名 令和4年度宮崎県警察官採用試験B 採用條補 者名 令4.12.26 B(男性) 26 B(女性) 11 13 11 11 13 11 13 11 11 11 12 11 12 11 11 12 11 12 11 12 13 14 15 16 17 18 19 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 11 12 13 14 15 16 17 18 18 <td< td=""><th></th><td>令4. 7. 20 令5. 2. 8 令4. 11. 14</td><td>一般会人。本村会人。此会人。此会人。此会人。此会人。此会人。此会人。此一一一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个</td><td>6 2 2 2 12 2 9 1 0 1 1 1 1 6 3 6 0</td><td>7 1 1 1 1 1 0 3 9 1 3 1 1 4 6 3 7 6</td><td>6 0 1 1 8 2 2 9 0 8 4 2 4 5</td><td>1 1 2 1 7 4 1 6 2 1 3 1</td><td>0</td></td<>		令4. 7. 20 令5. 2. 8 令4. 11. 14	一般会人。本村会人。此会人。此会人。此会人。此会人。此会人。此会人。此一一一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	6 2 2 2 12 2 9 1 0 1 1 1 1 6 3 6 0	7 1 1 1 1 1 0 3 9 1 3 1 1 4 6 3 7 6	6 0 1 1 8 2 2 9 0 8 4 2 4 5	1 1 2 1 7 4 1 6 2 1 3 1	0
採用條相 有名 令和4年度宮崎県警察官採用試験A 令4.9.20 採用條補 者名 令和4年度宮崎県警察官採用試験A A(情報工学) 全和4年度宮崎県警察官採用試験B 採用條補 者名 令和4年度宮崎県警察官採用試験B 採用條補 者名 令和4年度宮崎県警察官採用試験B 採用條補 者名 令4.12.26 B(男性) 26 B(女性) 11 13 11 11 13 11 13 11 11 11 12 11 12 11 11 12 11 12 11 12 13 14 15 16 17 18 19 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 11 12 13 14 15 16 17 18 18 <td< td=""><th></th><td>令4. 7. 20 令5. 2. 8 令4. 11. 14</td><td>一、代社会人。</td><td>6 2 2 2 12 2 9 10 1 11 6 3 60 5</td><td>7 1 1 1 1 1 0 3 9 1 3 1 1 4 6 3 7 6 8</td><td>6 0 1 1 8 2 2 9 0 8 4 2 4 5 6</td><td>1 1 2 1 7 4 1 6 2 1 3 1</td><td>0</td></td<>		令4. 7. 20 令5. 2. 8 令4. 11. 14	一、代社会人。	6 2 2 2 12 2 9 10 1 11 6 3 60 5	7 1 1 1 1 1 0 3 9 1 3 1 1 4 6 3 7 6 8	6 0 1 1 8 2 2 9 0 8 4 2 4 5 6	1 1 2 1 7 4 1 6 2 1 3 1	0
採用條補者名簿 有4.9.20 令和4年度宮崎県警察官採用試験A 採用條補者名簿 A(情報工学) 2 2 2 令和4年度宮崎県警察官採用試験B 採用條補者名簿 每 B(男性) 26 31 26 1 4 令和4年度宮崎県警察官採用試験B 採用條補者名簿 今4.12.26 B(女性) 11 13 11 1 1		令4. 7. 20 令5. 2. 8 令4. 11. 14	一(社会人人) (社会人人) (社会人) (社会人人) (社会人人) (社会人人) (社会人人) (社会人人) (社会人人) (社会人人) (社会人人) (社会人) (社会人人) (社会人) (社会人人) (社会人) (社会人人) (社会人人) (社会人人) (社会人人) (社会人人) (社会人人) (社会人人) (社会人人) (社会人	6 2 2 2 12 2 9 10 1 11 6 3 60 5	7 1 1 1 1 1 0 3 9 1 3 1 1 4 6 3 7 6 8 2	6 0 1 1 8 2 2 9 0 8 4 2 4 5 6 2	1 1 2 1 7 4 1 6 2 1 3 1	0
採用候補者名簿 A(開致上升) 2 2 2 令和4年度宮崎県警察官採用試験B 採用條補者名簿 B(男性) 26 31 26 1 4 令和4年度宮崎県警察官採用試験B 採用條補者名簿 令4.12.26 B(女性) 11 13 11 1 1	令和4年度宮崎県保健師採用試験採用候補者名簿令和4年度宮崎県臨床検査技師採用試験採用候補者名簿令和4年度宮崎県警察官採用試験A採用候補者名簿	令4. 7. 20 令5. 2. 8 令4. 11. 14 令4. 7. 11 令4. 11. 14	一(社会人) 本 (社会人) 本 (社会人) 本 (社会人) 主 (社会人)	6 2 2 2 12 2 9 10 1 11 6 3 60 5 2 2 7	7 1 1 1 1 10 3 9 1 3 1 1 4 6 3 7 6 8 2 3 4	6 0 1 1 8 2 2 9 0 8 4 2 4 5 6 2 2 7	1 1 2 1 7 4 1 6 2 1 3 1 2	0
採用條補者名簿 令4.12.26 令和4年度宮崎県警察官採用試験B 令4.12.26 据用條補者名簿 B(女性) 11 13 11 1	令和4年度宮崎県保健師採用試験採用候補者名類 令和4年度宮崎県臨床検査名持師採用試験採用候補者名 令和4年度宮崎県警察官採用試験A 採用候補者名 令和4年度宮崎県警察官採用試験A 行和4年度宮崎県警察官採用試験A 採用候補者名	令4. 7. 20 令5. 2. 8 令4. 11. 14 令4. 7. 11 令4. 11. 14	一(社 社会 人) (社 計 事 事 事 生 業 計 健 症 技師 A (女 任) A (女 任)	6 2 2 2 12 2 9 10 11 11 6 3 60 5 2 2 7	7 1 1 1 1 1 0 3 9 1 3 1 1 4 6 3 7 6 8 2 3 4 1 0	6 0 1 1 8 2 2 9 0 8 4 2 4 5 6 2 2 7	1 1 2 1 7 4 1 6 2 1 3 1 2	0
採用候補者名簿	令和4年度宮崎県保健師採用試験採用候補者名海令和4年度宮崎県臨床検査技師採用試験採用候補者名第令和4年度宮崎県警察官採用試験A份和4年度宮崎県警察官採用試験A份和4年度宮崎県警察官採用試験A份和4年度宮崎県警察官採用試験A	令4. 7. 20 令5. 2. 8 令4. 11. 14 令4. 7. 11 令4. 11. 14	一(社 社会人) (社 社会人) (社 社会人) (社 社会人) (社 社会人) (社 計 事 務 第 電 土 農 林 計 健 衛 技	6 2 2 2 12 29 10 11 11 6 3 60 5 2 2 7 9	7 1 1 1 1 1 0 3 9 1 3 1 1 4 6 3 7 6 8 2 3 4 1 0 2	6 0 1 1 8 2 2 9 0 8 4 2 4 5 6 2 2 7 9	1 1 2 17 4 1 6 2 1 31 2	0
合 計 291 349 254 86 9	令和4年度宮崎県保健師簿令和4年度宮崎県警察官採用試験海門大田武験 展開 人名斯尔 医白色	令4. 7. 20 令5. 2. 8 令4. 11. 14 令4. 7. 11 令4. 11. 14	一(社社会人) (社社会人) (社社会人) (社社会人) (社会人)	6 2 2 2 12 29 10 11 11 6 3 60 5 2 2 7 9	7 1 1 1 1 1 0 3 9 1 3 1 1 4 6 3 7 6 8 2 3 4 1 0 2 3 1	6 0 1 1 8 2 2 9 0 8 4 2 4 5 6 2 2 7 9	1 1 2 17 4 1 6 2 1 31 2	0
	令和4年度宮崎県保健師 採用試験採用候補者名簿 令和4年度宮崎県臨床検査技簿 令和4年度宮崎県警察官採用試験A 採用候補者名簿 令和4年度宮崎県警察官採用試験A 採用候補者名簿 令和4年度宮崎県警察官採用試験A 採用候補者名簿 令和4年度宮崎県警察官採用試験A 採用候補者名簿 令和4年度宮崎県警察官採用試験B 採用候補者名簿	令4. 7. 20 令5. 2. 8 令4. 11. 14 令4. 7. 11 令4. 11. 14 令4. 9. 20	一(社社会人) (社社会人) (社社会人) (社社会人) (社会人)	6 2 2 2 12 29 10 11 11 6 3 60 5 2 2 7 9 2 6 11	7 1 1 1 1 1 0 3 9 1 3 1 1 4 6 3 7 6 8 2 3 4 1 0 2 3 1 1 3	6 0 1 1 8 2 2 9 0 8 4 2 4 5 6 2 2 7 9 2 6 1 1	1 1 1 2 17 4 1 6 2 1 31 2 3 1 1 1	0 4 4 1

4 採用候補者名簿の失効

職員の任用に関する規則第29条第1項の規定により、名簿確定後1年以上経過したこと、名簿に登載された任用候補者がすべて削除されたこと、又は名簿の対象となっている職について新たに名簿が作成されたことにより令和6年2月22日付けで令和4年度職員採用試験(大学卒業程度)、職員採用試験(大学卒業程度)、職員採用試験(大学卒業程度)、職員採用試験(基本を支持を支持のである。

また、その旨を関係各任命権者に通知した。

5 職員の任用及び退職の状況

(1)職員の定数と現員

ア 定数の状況

令和5年4月1日現在における宮崎県職員定数条例、宮崎県教育関係職員定数条例及び地方警察職員の定員に関する条例に定める定数の総数は8,280人(前年度8,280人)である。

(この定数には、県立学校及び市町村立学校職員は含まれていない。)

過去の5年間の各年ごとの定数の推移は、第7表のとおりである。

第7表 定数の推移

単位:人

部局	知	企	病	議	選	監	教育多	美員会	労	I	海	警察	本 部	合
				^	挙		事	274		人	海	警	警地	
	事			会	管	査		学 校	働	事	区		察方	
		業	院	事	理	事		以 外	委	委	委		官警	
	部				委		務	の 教	事	事	事	察	以察	
				務	員	務		育機	務	務	務		外職	
年月日	局	局	局	局	会	局	局	関	局	局	局	官	の員	計
平月日	问	问	问	问	云	问	何					日	の貝	訂
平31.4.1	3,855	117	1, 387	37	4	17	3	71	10	15	2	2,034	321	8, 170
令 2.4.1	3, 713	126	1,520	37	4	17	3	71	10	15	2	2,034	321	8, 170
令 3 . 4. 1	3, 713	126	1,630	37	4	17	3	71	10	15	2	2,034	321	8, 280
令 4 . 4. 1	3, 713	126	1,630	37	4	17	3	71	10	15	2	2,034	321	8, 280
令 5 . 4. 1	3,713	126	1,630	37	4	17	3	71	10	15	2	2, 034	321	8, 280

イ 現員の状況

令和5年4月1日における本県職員(教育職員、警察官を含む。)の総数は、17,131人 (前年度 17,090)で部局別、給料表別職員数は、第8表のとおりである。

第8表 部局別、給料表別職員数

単位:人

	部局	知	企	病	議	選	監	教	育 刻	5 員	会	労	人	海	警	合
	며 /티	事	41/-	441	会	挙 管 四	查	事	学校以外	県	市町	働委	事委	区委	察	
職員		部	業	院	事務	理委員	事務	務	学校以外の教育機関	立 学 校	村 立 学	事務	事務	事務	本	
\	合料表	局	局	局	局	会	局	局	関		校	局	局	局	部	計
	行政職	3,058	124	67	31	4	17	184	173	204	274	9	15	2	275	4, 437
_	研究職	159													22	181
般	医療職 (一)	22		224												246
職	医療職 (二)	241		248							2					491
員	医療職 (三)	154		1, 082											2	1, 238
	小 計	3, 634	124	1,621	31	4	17	184	173	204	276	9	15	2	299	6, 593
***	教育職 (一)															
教育職品	教育職 (二)									2,718						2, 718
員	市町村立学校										5, 809					5, 809
警察職員	公安職														2,011	2, 011
非現業	職員計	3, 634	124	1, 621	31	4	17	184	173	2, 922	6, 085	9	15	2	2, 310	17, 131
現業職員	現業職															
合	計	3, 634	124	1,621	31	4	17	184	173	2, 922	6, 085	9	15	2	2, 310	17, 131

(2) 選考の状況

職員の採用選考

職員の任用は、地方公務員法上、受験成績又はその他の能力の実証に基づいて行うものとされているが、試験を行っても十分な競争者が得られないと認められる職等については、人事委員会の承認を得て選考により採用が行われる。

令和5年度の採用選考者数は366人(前年度383人)で、任命権者別、給料表別の採用状況は第9表のとおりである。

第9表 任命権者別、給料表別採用状況

単位:人

給料表 任命権者	行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
知 事	1 1 7			4	6		1 2 7
病院局長	3			6 1	6	8 7	1 5 7
教育委員会	7 3						7 3
警察本部長	2	7					9
計	195	7	0	6 5	1 2	8 7	3 6 6

(3)退職の状況

令和 4 年度における退職者は 9 9 9 人(前年度 1 , 0 1 2 人)で、これを退職原因別に分類すると第10表のとおりである。

第10表 原因別退職者数

単位:人

										平位 . 八
	部局	知事	病院局	企業局	各種	教育多	1	警察	本 部	合計
原	因	部局	714 2 2 7 3	227,477	委員会	一般	教育	一般	警察官	II #1
定	年	1 3 0	6		5	1 4	299	3	3 7	4 9 4
勧	奨退職						1	5	4	1 0
希	望退職	1 5	3			3	6 5	5	5	9 6
	一身上 の都合	6 3	1 2 5			1 1	1 4 6	3	1 4	362
普通	割愛	1 2				2	1 1			2 5
退退	免職									0
職	死亡	4				2	5	1		1 2
	計	7 9	1 2 5			1 5	162	4	1 4	3 9 9
合	計	2 2 4	134	0	5	3 2	5 2 7	1 7	6 0	999

6 人事行政調査の実施

地方行政の複雑かつ多様化に伴い、ますます公務能率の向上が要請されているところであるが、人 事委員会は、各都道府県等の人事行政の現況について調査し、人事委員会の業務運営の参考としてい る。 第 3 章

1 職員の給与等の実態

人事委員会は、職員の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得るために毎年県職員給与等実態調査を実施している。調査の対象となる職員は、4月1日現在で職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける常勤職員(休職者、育児休業の承認を受けた職員、暫定再任用職員、臨時的任用職員、自己啓発等休業職員、育児短時間勤務職員を除く。)となっている。

令和5年4月1日現在で実施した調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員数

給料表別職員数は第 11 表に示すとおりであり、総職員数は 14,545 人で前年と比較して 70 人 (0.5%)減少している。

第11表 給料表別職員数

	\tau			八		職	員	数(人)		構	成	比 (%)
	区			分		R4 :	年	R5 年		R4 年		R5 年
全		職			員		14, 615	14,	545		100. 0	100. 0
	う `	ち行	政	職	員		4, 171	4,	137		28. 5	28. 4
			計				8, 951	8, 9	976		61. 2	61. 7
 県	行		政		職		3, 921	3, 9	912		26. 8	26. 9
第	公		安		職		1, 966	1, 9	988		13. 5	13. 7
係	教		育		職		2, 492	2, !	502		17. 1	17. 2
	研		究		職		172	:	171		1. 2	1. 2
職	医	療		職	(一)		39		36		0. 3	0. 2
員	医	療		職	(二)		229	4	227		1. 6	1. 6
	医	療		職	(三)		132	- -	140		0. 9	1. 0
市学	<u> </u>		計				5, 664	5,	569		38.8	38. 3
町校	教		育		職		5, 412	5, 3	342		37. 0	36. 7
村職	学	校	栄	養	職		2		2		0.0	0.0
立員	事		務		職		250	;	225		1. 7	1. 5

⁽注) 各欄の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。

(2) 職員の平均年齢及び男女別構成

職員の平均年齢及び男女別構成は第 12 表に示すとおりであり、前年と比較すると平均年齢 は 0.3 歳下がり、男女別構成では女性の割合が 0.5 ポイント増加した。

第12表 給料表別平均年齢及び男女別職員構成

				平均年	齢(歳)		男女別構成	〕比(%)	
	区	分	•	D4 Æ	DE Æ:	R4	年	R5	年
				R4 年	R5 年	男	女	男	女
全		職	員	42. 5	42. 2	61. 2	38.8	60. 7	39. 3
	うち	,行政	職 員	41. 7	41. 5	73. 0	27. 0	71. 5	28. 5
		計		41. 6	41. 4	71.8	28. 2	70.8	29. 2
県	行	政	職	41. 7	41. 5	74. 4	25. 6	72. 8	27. 2
関	公	安	職	37. 4	37. 3	90. 7	9. 3	89. 7	10. 3
係	教	育	職	44. 8	44. 7	57. 6	42. 4	57. 4	42. 6
	研	究	職	41. 4	41. 2	77. 3	22. 7	78. 4	21. 6
職	医	療職	(一)	38. 3	38. 7	74. 4	25. 6	80. 6	19. 4
員	医	療職	(二)	42. 1	42. 4	52. 8	47. 2	49.8	50. 2
	医	療職	(三)	40.0	40. 2	9. 1	90. 9	9. 3	90. 7
市学	:	計		43. 9	43. 4	44. 4	55. 6	44. 4	55. 6
町校	教	育	職	44. 0	43. 5	44. 1	55. 9	44. 2	55. 8
村職	学	校栄	養 職	37. 5	38. 5	_	100. 0	_	100. 0
立員	事	務	職	41. 2	40. 9	51. 2	48.8	49.8	50. 2

(3) 職員の学歴別構成 職員の学歴別構成は第13表に示すとおりである。

第13表 給料表別学歷別職員構成

(単位:%)

									(— -	L: %)
	区	分		R4	年			R5	年	
	<u>~</u>	<u>×</u>		短大卒	高校卒	中学卒	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全 _		職員	80. 7	5. 7	13. 1	0. 5	80.8	5. 6	13. 1	0. 5
	うち	行 政 職 員	71.3	2. 3	24. 9	1. 6	71. 7	2. 3	24. 5	1. 5
		計	76. 5	2.8	20. 0	0. 7	76. 3	3. 0	20. 0	0. 7
県	行	政 職	73. 3	1. 9	23. 4	1. 4	73. 5	1. 9	23. 2	1. 3
関	公	安職	58. 2	1. 5	40. 3	_	57.8	1. 4	40. 7	_
係	教	育 職	92. 6	4. 0	3. 0	0. 4	92. 3	4. 2	3. 2	0. 4
休	研	究 職	98. 3	1. 7	1		98. 2	1.8	ı	_
職	医	療職(一)	100. 0	-	1	-	100. 0	l	l	_
員	医	療職(二)	93. 0	7. 0	1		93. 4	6. 6	1	_
	医	療職(三)	74. 2	25. 8	1	-	71. 4	28. 6		_
市学	ž	計	87. 4	10. 3	2. 1	0. 2	88. 1	9.8	1. 9	0. 2
町杉	教	育 職	89. 6	10. 4	l	l	90. 1	9. 9		_
村職	学	校栄養職	100.0		_		100. 0	_	_	_
立員	事	務職	39. 2	8. 4	48. 4	4. 0	39. 6	8. 9	47. 1	4. 4

⁽注) 各欄の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。

(4) 職員の級別構成

職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づいて給料表の職務の級に分類することとされているが、 給料表別級別の分布状況は第14表のとおりである。

第14表 給料表別級別職員構成

(単位:人)

																					(4	<u> 望位:人)</u>
Þ	<u>_</u>	5	4	1	級	2 級	3	級	4	級	5	級	6	級	7	級	8	級	9	級	合	計
	行	政	職		459	488	3	808	1	, 246		590		230		61		22		8		3, 912
	11		相权	(11	լ. 7)	(12. 5)	(2	20. 7)	(3	1. 9)	(1	5. 1)	(5. 9)	(1. 6)	(0.6)	(0. 2)		(100)
	公	安	職		274	47	5	369		395		258		141		61		10		5		1, 988
県	A	<u>Д</u>	相权	(13	3. 8)	(23. 9)	(1	18. 6)	(1	9. 9)	(1:	3. 0)	(7. 1)	(3. 1)	(0.5)	(0. 3)		(100)
HH	教	育	職		151	2, 110	6 特	₹2級	3	級	4	級		_		_		_		_		2, 502
関	权	Ħ	相权	(6	6. 0)	(84. 6)	(111 4. 4)	(75 3. 0)		49 2. 0)										(100)
係	研	究	職		43	2	5	92		11		0		_		_		_		_		171
	ועיר	<i>)</i> L	194	(25	5. 1)	(14. 6)	({	53. 8)	(6. 4)	((0. 0)										(100)
職	医療	茶職(<u>(</u> —)		9	1:	3	10		4				_		_		_		_		36
				(25	5. 0)	(36. 1)	(2	27. 8)	(1	1. 1)												(100)
員	医療	寮職((二)		0	1;	3	81		44		61		17		11		_		_		227
				((). 0)	(5. 7)	(3	35. 7)	(1	9. 4)	(20	6. 9)	(7. 5)	(4. 8)						(100)
	医病	寮職(=)		0	14	Į.	53		46		25		2		_		_		_		140
	<u></u>		· — ,	((). 0)	(10. 0)	(3	37. 9)	(3	2. 9)	(1'	7. 9)	(1. 4)								(100)
	教	育	職		0	4, 472	2 特	2級	3		4	級		_		_		_		_		5, 342
市町		[]	1994	((). 0)	(83. 7)	(189 3. 5)	(367 6. 9)	(!	314 5. 9)										(100)
村立	学村	交栄	拿職		0	()	1		0		1		0		0						2
立学校	- I		~ 1994	((). 0)	(0.0)	({	50. 0)	(0. 0)	(50	0. 0)	(0. 0)	(0. 0)		_		_		(100)
職員	Ī	事務耶	戠		50	2	5	41		94		11		4		0		0		0		225
	7	- 3231	-74	(22	2. 2)	(11. 1)	(1	18. 2)	(4	1. 8)	(4	4. 9)	(1. 8)	(0. 0)	(0.0)	(0. 0)		(100)

(注) () 内の数字は、当該給料表における構成割合(%)。四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。

(5) 給与の支給状況

基本的な給与である給料(給料の調整額及び教職調整額を含む。)、扶養手当、地域手当 及びその他の支給を含む給料表別の給与支給状況は第 15 表に示すとおりである。

第15表(その1) 給料表別平均給与月額

(単位:円)

									122 1 1 1 /
	区	分	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	合計
全	注 聯	員	345, 920	9, 670	454	5, 394	7, 812	3, 076	372, 326
	うち彳	亍政 職 員	315, 925	9, 716	890	6, 246	7, 894	1,091	341, 762
		計	335, 964	11, 105	736	4, 525	7, 669	2, 911	362, 910
	行	政 職	316, 921	9, 953	942	6, 605	7, 873	1,057	343, 351
県	公	安 職	316, 076	14, 986	121	2, 200	6, 575	2, 863	342, 821
関 係	教	育 職	381, 425	10, 560	-	3, 174	8, 125	973	404, 257
職	研	究 職	330, 855	10, 927	132	1, 819	8, 701	488	352, 921
	医療	職(一)	427, 969	8, 417	73, 898	25, 475	8, 103	323, 383	867, 245
	医療	職(二)	336, 126	7, 621	1	4, 899	7, 756	9, 449	365, 852
	医療	職(三)	320, 336	4, 454	_	881	7, 855	_	333, 525
		計	361, 967	7, 358	_	6, 793	8, 042	3, 341	387, 502
市学	教	育 職	364, 651	7, 435	_	7, 082	8, 037	3, 413	390, 617
村職	美学 校	交栄養職	321, 800				_	_	321, 800
立員	事	務職	298, 609	5, 591	_	_	8, 252	1, 671	314, 123

⁽注) その他は、初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当及び単身赴任手当(基礎額)の合 計額である。

⁽注) 各欄の計は、四捨五入の関係で必ずしも合計と一致しない。

第15表(その2) 平均給与月額の推移

(単位:円、%)

区	分	給 料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	合計
	H31 年	322, 280	10, 970	983	6, 144	7, 368	1, 382	349, 127 (△0. 7)
<u></u>	R2 年	320, 529	10, 779	976	6, 218	7, 352	1, 256	347, 110 (△0. 6)
行政職員	3 年	318, 233	10, 395	891	6, 233	7, 487	1, 222	344, 462 (△0. 8)
<u>H</u>	4年	316, 820	10, 181	857	5, 912	7, 719	1, 204	342, 692 (△0. 5)
	5年	315, 925	9, 716	890	6, 246	7, 894	1,091	341, 762 (△0.3)
	H31 年	352, 784	10, 308	485	5, 363	7, 861	3, 425	380, 226 (△0. 6)
全	R2 年	350, 554	10, 302	464	5, 363	7, 720	3, 285	377, 688 (△0. 7)
職	3 年	348, 931	10, 055	461	5, 340	7, 555	3, 285	375, 628 (△0. 5)
員 	4年	347, 006	9, 884	458	5, 285	7, 625	3, 257	373, 514 (△0. 6)
	5 年	345, 920	9, 670	454	5, 394	7, 812	3, 076	372, 326 (△0. 3)

(注) ()内の数字は、対前年増減率である。

2 民間給与の実態

人事委員会は、民間における給与の支給状況等を把握するために毎年職種別民間給与実態調査 を実施している。調査の対象となるのは、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の 民間事業所である。

令和5年は、調査対象の383事業所のうち、無作為に抽出した143事業所の76職種(うち、行政職相当職種22職種)について調査を実施し、調査した実人員は、4,646人(うち、初任給関係392人)、調査職種該当者の推定数は18,492人(うち、行政職に相当するもの11,695人)である。

令和5年4月現在で実施した調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 初任給

職種別、学歴別、企業規模別の初任給の平均額は、第16表に示すとおりである。

第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

		企	業	規	莫
職種	学 歴	⇒ 1.	500 L DL L	100 人以上	50 人以上
		計	500 人以上	500 人未満	100 人未満
新卒事務員	大学院卒 大学卒 短大卒 高校卒	* 256, 562 211, 204 * 183, 658 162, 371	x * 217, 186 * 196, 864 * 162, 582	197, 774 * 163, 935 161, 943	x * 201, 799 x * 160, 819
新卒技術者	大学院卒 大学卒 短大卒 高校卒	* 269, 881 196, 287 186, 984 166, 919	* 278, 284 * 196, 557 * 192, 107 * 168, 369	* 219, 498 195, 739 * 174, 836 165, 794	200, 913 * 190, 067 * 156, 496
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学院卒 大学卒 短大卒 高校卒	* 266, 048 206, 421 185, 469 164, 959	* 271, 944 * 214, 623 * 194, 151 165, 481	* 219, 498 196, 633 168, 985 164, 648	x * 201, 443 * 191, 000 * 158, 456
新 卒 船 員 新卒大学助教 新卒高等学校教諭 新 卒 研 究 員 新卒研究補助員	海学大大大短后				
準 新 卒 医 師 準新 卒 薬 剤 師 準新 卒 滲 養 士 準 新 卒 看 護 師	大学卒 大学卒 養成所卒 短大卒 養成所卒	x x * 183,750	x	x x x * 182,363	
準新卒准看護師	養成所卒	* 145,803	x	x	

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある 事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される 給与は除いている。
 - 2 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された場合をいう。

なお、医師については、令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者に限っている。

- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「*」は、調査事業所が 10 事業所以下であることを示す。

(2) 職種別平均給与 令和5年4月分として支払われた職種別の平均給与額は、第17表に示すとおりである。

第17表 職種別平均給与(全企業規模)

<u> </u>	17 表	城不	里別	半均給与(全	企業規模)			
						きま、	って支給する	, 給 与
	職	種		調査実人員	平均年齢	(A)	うち時間外手当 (B)	平均給与額 (A-B)
支	٦.	5	長	2 人	53.4 歳	612,567 円		612,567 円
エ	均	易	長	x	x	x	x	х
事	務	部	長	98	52. 9	510, 213	2, 700	507, 513
技	術	部	長	97	53. 1	575, 382	1, 124	574, 258
事	務音	8 次	長	39	49. 7	507, 545	1,657	505, 888
技	術音	7 次	長	16	50. 7	431, 385	220	431, 165
事	務	課	長	139	49. 1	465, 792	2, 958	462, 834
技	術	課	長	224	50.3	537, 292	1, 224	536, 068
事	務課	長代	理	50	47. 0	421, 229	26, 767	394, 462
技	術 課	長代	理	51	44.8	503, 276	3, 520	499, 756
事	務	係	長	381	43. 1	352, 513	34, 331	318, 182
技	術	係	長	233	43. 2	429, 839	75, 241	354, 598
事	務	主	任	159	40. 7	287, 301	22, 094	265, 207
技	術	主	任	103	40.8	340, 691	48, 294	292, 397
事	務	係	員	1, 356	38. 1	266, 622	22, 775	243, 847
技	術	係	員	1,072	34. 7	332, 652	45, 954	286, 698

⁽注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

(3) 特別給

民間における特別給の平均支給額及び平均支給割合は、第18表に示すとおりである。

第 18 表 特別給の支給状況(全企業規模)

			支	給 智	額 (円)	支 給	割合	(月分)
			R3 年	R4 年	R5 年	R3 年	R4 年	R5 年
下	半	期	625, 763	648, 655	705, 572	2. 09	2. 10	2. 21
上	半	期	669, 318	715, 204	726, 393	2. 25	2. 28	2. 27
	計		1, 295, 081	1, 363, 859	1, 431, 965	4.34	4. 38	4. 48

⁽注) 下半期とは前年の8月から当該年の1月まで、上半期とは当該年の2月から7月までの 期間をいう。

3 給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、令和5年10月10日 議会及び知事に対して職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

報告及び勧告の概要は、次のとおりである。

(文中にある「本年」は令和5年である。)

「職員の給与等に関する報告及び勧告について」(令和5年10月10日)

第1 給与に関する報告について

〇 本年の給与勧告のポイント

月例給、特別給ともに引上げ

- 1 月例給の引上げ改定
 - * 民間給与との較差(3,528円、1.01%)等を考慮し、人事院勧告に準じて、 給料表を改定
- 2 特別給の引上げ改定(年間 0.10 月分。現行 4.40 月→4.50 月)
 - * 民間の支給割合(4.48月分)との均衡を図るため、0.10月分引上げ、 人事院勧告や民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当の支給月数を引上げ

1 民間給与の調査

調査(職種別民間給与実態調査)は、人事院と共同して企業規模 50 人以上、かつ、 事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 383 事業所中、143 事業所を対象に実施し、 135 事業所の調査が完了した。

2 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

民間従業員と職員(行政職給料表適用職員)の4月分の給与について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士を比較した結果、職員給与が民間給与を3,528円(1.01%)下回っている。

民 間 (A)	職 員(B)	較差(A-B)
351, 205 円	347, 677 円	3, 528 円 (1. 01%)

(参考)人事院	
3,869 円	
(0.96%)	

※民間、職員ともに、本年度の新規採用者は含まれていない。

(2) 特別給(ボーナス)

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給割合と現在の職員の支給月数 を比較した結果、職員の支給月数が民間の支給割合を0.08月分下回っている。

民間(A)	職 員(B)	較差(A-B)
4. 48 月	4. 40 月	0.08月

(参考) 人事院 0.09月

3 給与改定の内容と考え方

(1) 給与改定の考え方

均衡の原則(地方公務員法第24条第2項)に基づき、民間給与との較差並びに国家公務員及び他の都道府県職員の給与等を考慮し、次のとおり改定すること。

(2) 本年の給与改定

ア 月例給

(7) 各給料表

行政職給料表について、人事院勧告の改定内容(*)に準じて、所要の改定 を行うこと。

他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定すること。

(*) 人事院勧告の改定内容:

一般職試験(高卒者)に係る初任給を 12,000 円、総合職試験及び一般職試験 (大卒程度)に係る初任給を 11,000 円引上げ。これを踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逓減させる形で引上げ改定。

(イ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師の初任給調整手当について、人事院勧告に準じて引上げ。

イ 特別給(ボーナス)

民間の支給割合との均衡を図るため、0.10 月分引上げ(4.40 月分→4.50 月分)、支給月数の引上げ分は、人事院勧告及び民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分すること。

(一般の職員の場合の支給月数)

X	分	6月期	12 月期
R5 年度	期末手当	1.25月 (支給済み)	1.25月 (改定なし)
	勤勉手当	0.95 月(支給済み)	1.05月 (0.10月引上げ)
R6 年度	期末手当	1.25月 (改定なし)	1.25月 (改定なし)
	勤勉手当	1.00月(0.05月引上げ)	1.00月 (0.05月引上げ)

(3) 実施時期

ア 各給料表及び初任給調整手当の改定は、令和5年4月1日から実施すること。

イ 勤勉手当の改定は、令和5年12月期分については令和5年12月1日から、令和6年6月期以降分については令和6年4月1日から実施すること。

<参考> 勧告どおり改定された場合の職員(行政職) 1人当たりの改定状況

○平均給与月額の改定額(率)

改定額(率)	内 訳
3,382 円 (0.97%)	給料 3,365円、はね返り分 17円

※ 「はね返り分」とは、給料の改定に伴って増減する手当額(手当額が、給料 ×定率であるもの)の分をいう。

○平均年間給与の増減額(率)

(平均年齢 41.5歳、経験年数 17.9年)

※本年度の新規採用者を含む。

現行	改定後	増減額 (増減率)
5, 589, 000 円	5,679,000円	90,000 円(1.61%)

4 給与制度に関するその他の事項

(1) 獣医師の給与

獣医師の安定的な確保のため、初任給調整手当の引上げについて早急に検討する 必要がある。

(2) 給与制度のアップデート

人事院は、給与制度のアップデートについて、本年の報告で骨格案を示し、令和6年に向けて一体的に検討作業を進めるとしており、引き続き国の検討状況や他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

第2 公務運営の改善に関する報告について

社会経済情勢が大きく変化することに伴い、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、多様で有為な人材を確保するとともに、職員一人ひとりの資質や能力をより一層高め、組織全体のパフォーマンスを最大限発揮していく必要がある。

そのため、徹底した業務見直し等による効率的な行政運営に取り組むと同時に、組織を構成する職員が心身ともに健康で、公私ともに充実した生活を実現し、意欲をもって働き続けられる勤務環境を整えることが大変重要である。

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

大学卒業程度採用試験において、民間企業で採用されている試験方式を導入し、 新たな受験者層の掘り起こしや合格発表の早期化を図るとともに、一部の技術系職 種で採用試験を2回実施するなど、様々な手段を講じて受験者の確保に取り組んで いるところであるが、県職員採用試験全体の受験者数が再び減少傾向となっている ため、今後とも不断の試験制度の見直しを行うとともに、啓発・広報活動の一層の 充実・強化を図っていく必要がある。

(2) 人材の育成

人材の育成については、各職場におけるOJTを機能させるとともに、仕事への 意欲や能力を高めるための研修の実施、自己啓発等の支援など、継続的かつ計画的 に推進していく必要がある。

人事評価制度については、引き続き、効果的な人材育成や組織の活性化等につな がるよう適切に取り組んでいく必要がある。

2 女性職員の活躍推進

女性職員の活躍推進に向けて、女性の登用に係る目標への着実な推進やライフステージに応じたキャリア形成のための支援を行うなど、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。

3 障がい者雇用の推進

障がい者雇用の持続的な推進に向けて、法の趣旨に沿った適切な採用選考を行うと ともに、障がいの内容や程度に応じた適切な合理的配慮に留意しながら、職員が働き やすく、活躍できる職場づくりを積極的に進めていく必要がある。

4 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 個々の事情に応じた働き方の実現

ア 仕事と生活の両立支援

子育てや介護に関する各種制度がより有効に活用されるよう、引き続き職員への周知に努めるとともに、管理職員をはじめ職場全体で子育てや介護に対する理解を促進し、あわせて、子育てや介護中の職員が在籍する職場では、代替職員の配置等による業務執行体制を確保していくことが必要である。

イ 柔軟な働き方の推進

時差出勤や在宅勤務等の取組が進む中、特にテレワークについては、危機事象発生時の安定的な業務継続やワーク・ライフ・バランスの推進に役立つものであるため、職員が利用しやすい環境となるよう、書類の電子化など行政のデジタル化を推進するにあたっての諸課題を分析・検証し、柔軟な働き方の選択肢の一つとして定着させていくことが重要である。

ウ 年次休暇等の取得促進

職場での計画的な休暇取得促進の取組を進めることはもちろんのこと、休暇取得が進まない又は取得状況に偏りがある場合は、その要因を分析し有効な対策を講じるなど、各種休暇を取得しやすい職場環境づくりにこれまで以上に努める必要がある。

(2) 長時間労働の是正

ア 時間外勤務の縮減

業務の的確な進行管理等のマネジメント強化を引き続き図るとともに、組織全体で行政のデジタル化をより一層推進することで業務の迅速化・効率化に取り組むなど、時間外勤務命令を必要最小限にとどめるため更なる取組の推進が必要である。

イ 教員の業務負担の軽減

各学校においては、適切な出退勤管理により客観的な在校等時間を把握するとともに、ICTの推進体制の整備等を通じた業務改善を行っていくこと、また、学校全体で働き方等についての意識改革を進め、保護者等の理解と協力を得ながら、教員の業務負担の軽減を確実に進めていく必要がある。

(3) 心身の健康づくり

今後とも、心身の不調が顕在化していないケースも含め、全ての職員の心身の健康を保持・増進するために、心身不調の早期発見を始めとする健康管理を徹底する必要がある。

なお、危機事象への対応を含む長時間労働は心身の健康保持に大きく影響を及ぼすものであるため、長時間労働による健康リスクの高い職員に対する面接指導を実施し、健康状態に留意して適切な支援を行っていく必要がある。

(4) ハラスメント防止対策

ハラスメントは、職員個人の尊厳を傷つけ能力発揮を妨げるにとどまらず、広く 周囲へ悪影響を及ぼし、職場全体の生産性や士気の低下にもつながることから、確 実になくしていかなければならない。職員が悩みや不満を相談しやすい環境を整備 するとともに、管理職員等が職員からの相談に適切に対応するための研修を充実さ せるなど、有効な取組を行っていく必要がある。

5 定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用

職員の定年が本年度以降、段階的に引き上げられることから、対象となる職員へ引き続き適切に情報提供を行うとともに、高齢層職員の能力及び経験を積極的に活用し、組織活力の維持・向上を図る必要がある。また、職員構成の高齢化や在職期間の長期化が進行すると見込まれることから、中長期的な視点に立った計画的な人材育成や若手・中堅職員も含めた人事管理の適正化等を図る必要がある。

6 会計年度任用職員制度の適正な運用

会計年度任用職員制度については、今後とも、適正な任用や勤務条件の確保など適切な制度の運用を図るとともに、人事評価制度を活用した効果的な人材育成を図る必要がある。

7 信頼の確保

県民の信頼を損なう不祥事が後を絶たない状況が続いているため、任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、職員の法令遵守及び服務規律の保持に万全を期し、県民の信頼の確保に努めていく必要がある。

4 給与の支払監理

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員の給与が法律、条例及び 規則等に適合して行われることを確保するため、職員に対する給与の支払いを監理することとさ れている。

令和5年度は、次のとおり給与の支払監理を実施した。

(1) 実施期間 令和6年1月18日、25日、2月6日

(2) 監理の重点事項 扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の認定等の適否

(3) 監理を実施した公署 福島高等学校、串間警察署、延岡青朋高等学校、延岡保健所、 小林食肉衛生検査所、都城家畜保健衛生所

第 4 章

審 査 関 係

1 措置要求、審査請求の審査等

(1) 勤務条件に関する措置要求

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し適当な措置が執られるべきことの要求があった場合に、これを審査して判定を行い、その結果に基づいて必要な措置の勧告を行うものである。

令和5年度は、前年度からの係属案件はなく、新たな措置要求もなかった。 (第19表参照)

第19表 勤務条件に関する措置要求の係属状況

区分	令和4年度末	令和5年度中	令和 5	年度中処 理	里件数	令和 5	年度末
	係属件数	要求件数	要求却下	判 定	取下げ	係属	件数
給 与	0	0	0	0	0		0
勤務時間	0	0	0	0	0		0
休暇	0	0	0	0	0		0
その他	0	0	0	0	0		0
計	0	0	0	0	0		0

(2) 不利益処分に関する審査請求

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求があった場合に、これを審査し、裁決を行うとともに、必要に応じ適切な是正の指示を行うものである。

令和5年度は、審査要求が1件あり、年度内に取下げられた。

第20表 不利益処分に関する審査請求の係属状況

P V	令和4年度末	令和5年度中	令和 5	年度中処理	里件数	令和5年度末
区 分	係属件数	申 立 件 数	申立却下	裁決	取下げ	係属件数
懲戒処分	0	0	0	0	0	0
分限処分	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	1	0
計	0	1	0	0	1	0

(3) 職員の苦情の処理

この制度は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員から勤務条件その他の人事管理 に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置 を行うものである。

令和5年度は、苦情相談として39件を受理した。(第21表参照)

第21表 苦情相談件数

	任用関係	給与・勤務 時間関係	分限及び 懲戒関係	服務関係	厚生・福利 関係	人間関係	計 (件数)
知事部局	2	1	0	2	1	1 6	2 2
教育委員会	5	3	0	0	0	7	1 5
県警本部	0	1	0	0	0	1	2
計(件数)	7	5	0	2	1	2 4	3 9

※知事部局の件数には、県議会事務局、各種委員会分を含む。

2 労働基準監督機関としての職権の行使

人事委員会は、地方公務員法第58条第5項に基づき、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関としての職権を行使している。労働基準法別表第1による県の各事務(業)所の区分は、令和6年3月31日現在、第22表のとおりである。

令和5年度の主な監督事項の実績は、第23表のとおりである。

また、労働安全衛生法に基づくボイラー及び第一種圧力容器の性能検査の状況は、第24表のとおりである。

なお、令和5年度は、書面による「勤務環境に関する実態調査」を行ったほか、選定した計7事業所に対して、「勤務環境に関する実態調査」に関する実地調査を行った。

第22表 労働基準法別表第1による県の各事務(業)所の区分 (令和6年3月31日現在)

	号別	事務(業)所	事務所数	監督区分
1	物の製造、改造、加工、修理、洗浄 選別、包装、装飾、仕上、販売のた にする仕立、破壊若しくは解体又は 料の変造の事業(電気、ガス又は名 動力の発生、変更若しくは伝導の事 及び水道の事業を含む。)	・ め 材 企業局 種	1	
2	鉱業、石切業その他土石又は鉱物採 の事業	取 該当なし	_	
3	土木、建築その他工作物の建設、 造、保存、修理、変更、破壊、解体 はその準備の事業		10	
4	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は 空機による旅客又は貨物の運送の事			労働基準監督署
5	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車 又は倉庫における貨物の取扱の事業		_	
6	土地の耕作若しくは開墾又は植物の植、栽培、採取若しくは伐採の事業の他の農林の事業		_	
7	動物の飼育又は水産動植物の栽捕若 くは養殖の事業その他の畜産、養蚕 は水産の事業		_	
8	物品の販売、配給、保管若しくは賃 又は理容の事業	貸該当なし		
9	金融、保険、媒介、周旋、集金、案 又は広告の事業		_	
10	映画の製作又は映写、演劇その他異 の事業	行 該当なし	_	

11	郵便、信書便又は電気通信の事業	該当なし	_	
12	教育、研究又は調査の事業	自消衛林木工食産産総薬農畜県水建教図総西美埋中高中特警治防生業材業品業業合革業産立産設育書合都術蔵学等別祭院校境術用術発術術業地学験等験術修 物考 セセセ 専専試域校場を場でとせる。(センン門門験を (産(ンンン門門験を (産(ンンン門門験を (産(ンン)) 関係を (を)) 関係を (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	人事委員会
13	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業	保健所 みやざき学園 県立産院 こども療育センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 精神保健福祉センター 病院局 県立病院 特別支援学校の寄宿舎	8 1 3 1 5 1 1 1 3 5	労働基準監督署
14	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯 楽場の事業	該当なし		
15	焼却、清掃又はと畜場の事業	該当なし	_	

	I		
	知事部局本庁	1	
	議会事務局	1	
	教育庁本庁	1	
	警察本部	1	
	選挙管理委員会事務局	1	
	監査事務局	1	
	人事委員会事務局	1	
	労働委員会事務局	1	
	宮崎海区漁業調整委員会事務局	1	
	宮崎内水面漁場管理委員会事務局	1	
	東京事務所	1	
	福岡事務所	1	
	県税・総務事務所	7	
別表第1に含まれない官公署	西臼杵支庁	1	人事委員会
	福祉こどもセンター	3	
	福祉事務所	1	
	身体障害者相談センター	1	
	女性相談所	1	
	きりしま寮	1	
	児童相談所	3	
	消費生活センター	1	
	計量検定所	1	
	大阪事務所	1	
	農林振興局	6	
	家畜保健衛生所	3	
	教育事務所	3	
	スポーツ指導センター	1	
	警察署	13	
	防災救急航空センター	1	
	 労働基準監督署	43	
労働基準監督機関別事務(業)所数	人事委員会	140	
	計	183	

内容	件数	関 係 事 項
適用事業報告	0	労働基準法施行規則第57条
一せい休憩除外認定申請	2	労働基準法第34条 労働基準法施行規則第15条
時間外労働・休日労働に関する届出	8 0	労働基準法第36条 労働基準法施行規則第17条第1項
産業医選任報告	3 3	労働安全衛生法第13条 労働安全衛生規則第13条
衛生管理者選任報告	3 4	労働安全衛生法第12条 労働安全衛生規則第7条
放射線装置等設置届	0	労働安全衛生法第88条
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外 認定	0	有機溶剤中毒予防規則第3条、第4条
ボーイーラーー設置層	0	労働安全衛生法第88条 ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボイラー落成検査申請	0	労働安全衛生法第38条 ボイラー及び圧力容器安全規則第14条
第一種圧力容器設置届	0	労働安全衛生法第88条 ボイラー及び圧力容器安全規則第56条
第一種圧力容器落成検査申請	0	労働安全衛生法第38条 ボイラー及び圧力容器安全規則第59条
定期健康診断結果報告	7 1	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第52条
心理的な負担の程度を把握するため の検査結果等報告	7 0	労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の21
断続的な宿直又は日直勤務許可申請	0	労働基準法第41条 労働基準法施行規則第23条
監視又は断続的労働に従事する者に 対する適用除外許可申請	0	労働基準法第41条 労働基準法施行規則第34条

第24表 ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査の状況

(令和6年3月31日現在)

区分	事務(業)所名	番号	検査年月日	検査結果	有効期間		
	宮崎農業高等学校	JA- 25	R6. 2. 19	合格	R6. 3. 25∼R7. 3. 24		
 第	宮崎海洋高等学校	JA- 9	R6. 2. 13	合格	R6. 3. 1∼R7. 2. 28		
- 第 		JA-22	R6. 2. 13	合格	R6. 3. 29∼R7. 3. 28		
_	食品開発センター	JA-11	R5. 8. 16	合格	R5. 9. 3∼R6. 9. 2		
種		JA-12	R5. 8. 16	合格	R5. 9. 3∼R6. 9. 2		
1里 		JA-24	R5. 8. 16	合格	R5. 9. 16∼R6. 9. 15		
圧	都城農業高等学校	JA-13	R5. 5. 18	合格	R5. 6. 16∼R6. 6. 15		
 カ	木材利用技術センター	JA-14	R6. 2. 1	合格	R6. 3. 20∼R7. 3. 19		
		JA-16	R6. 2. 1 合格		R6. 3. 20∼R7. 3. 19		
容	門川高等学校	JA-17		令和2年3月1日	より休止		
器	総合農業試験場	JA-20	R5. 11. 8	合格	R5. 12. 6∼R6. 12. 5		
位计	高鍋農業高等学校	JA-26	R6. 3. 12	合格	R6. 3. 24~R7. 3. 23		
	林業技術センター	JA-23	R6. 2. 28	合格	R6. 3. 12∼R7. 3. 11		
ボイ	宮崎工業高等学校	JB-4	平成18年4月1日より休止				
ラー	日南振徳高等学校	JB-5		平成19年4月1日	より休止		

第一種圧力容器12基 ボイラー 0基 合計12基(使用休止中を除く。)

3 職員団体関係

(1) 管理職員等の範囲

管理職員等の範囲は、「管理職員等の範囲を定める規則」で定めており、行政機関の組織及び職の 改廃又は新設等があった場合には、それに適合するように同規則の改正を行っている。(最終改正は 令和6年4月1日)

令和5年4月1日現在で、各行政機関における管理職員等の総数は実人員752名であり、その 内容は第25表のとおりである。

第25表 管理職員等の指定状況

			令和5年4月1日野	見在			
機関	名	職員数(名)	管理職員等				
			指定数(名)	指定率(%)			
議 会 事	務局	3 1	9 (9)	29.0(29.0)			
知 事	部 局	3, 634	466 (439)	12.8 (12.1)			
人事委員会	事務局	1 5	7 (7)	46.7 (46.7)			
監 査 事	務局	1 7	5 (5)	29.4(29.4)			
労 働 委 員 会	事務局	9	3 (3)	33.3 (33.3)			
選挙管理委員	会事務局	4	1 (0)	25.0(0.0)			
	事務局等	3 5 7	86 (85)	24.1 (23.8)			
教育委員会	県立学校	2, 922	173 (173)	5. 9 (5. 9)			
	計	3, 279	259 (258)	7. 9 (7. 9)			
海区漁業調整委	員会事務局	2	1 (0)	50.0(0.0)			
内水面漁場管理委	員会事務局	0	1 (0)	- (-)			
計		6, 991	752 (721)	10.8 (10.3)			

(注) ()内の数字は実人員数を示す。

(2) 職員団体の登録

職員団体は、人事委員会に対して、登録を申請することができるという登録制度が設けられており、令和5年度末における登録職員団体数は4団体である。地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例に基づいて人事委員会に登録されている令和5年度の職員団体の状況は、第26表のとおりである。

なお、登録された職員団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項の規定により、法人となる旨を人事委員会に申し出ることにより法人になることができ、令和5年度末で 法人格を持つ職員団体は3団体となっている。

第26表 登録職員団体の状況 (令和5年度)

名称	宮崎県高等学校教 職 員 組 合	宮 崎 県 教職員組合	宮崎県庁職員 労働組合	教 育 事 務 ユ ニ オ ン み や ざ き		
登 録 番 号	第1号	第3号	第5号	第6号		
登録年月日	S 4 1. 9. 2 7	S 4 1. 9. 2 7	S 4 1. 9. 2 7	H13. 6. 8		
主たる事務所の 所 在 地	宮崎市太田 1丁目3番40号	宮崎市太田 1丁目3番39号 教育会館内	宮崎市橘通東 2丁目10番1号	宮崎市太田 1丁目3番39号 教育会館内		
代 表 者	執行委員長 黒 木 健 二	執行委員長 長 友 利 貴	執行委員長 大村謙司	執行委員長 大窪浩二		
職員団体名又は 連合体の区分	単位団体	単位団体	単位団体	単位団体		
法人格取得の 有無	有	有	有	無		
役 員 数	執行委員長1名書記長兼1名会計委員1名監査委員2名	執行委員長 1名 書記長 1名 執行委員 2名 専門部長 4名 会計監査 3名 特別執行委員 5名	執行委員長 1名 副執行委員長 1名 書記長 1名 執行委員 11名 会計監事 3名 特別執行委員 3名	執行委員長1名執行副委員長1名書記長1名書記次長1名監查委員2名		
	計4名	計16名	計20名	計6名		

4 分限及び懲戒

任命権者が分限及び懲戒処分を行った場合は、関係規則の定めるところにより、書面の写し1通を添えて、人事委員会に通知することになっている。

令和5年度の分限及び懲戒処分の状況は、第27表のとおりである。

第27表 職員の分限及び懲戒処分の状況

処分		分	限(件	数)		懲 戒(件数)				
任命権者	免 職	降任	降給※	休職	計	免 職	停職	減給	戒 告	計
知事部局	0	0		183	183	1	0	0	4	5
教育委員会	0	0		2 3 9	2 3 9	4	1	2	2	9
警察本部	0	0		2 0	2 0	0	0	3	1	4
議 会	0	0		0	0	0	0	0	0	0
各種委員会	0	0		1	1	0	0	0	0	0
企 業 局	0	0		5	5	0	0	0	0	0
病院局	0	0		7 1	7 1	0	0	0	2	2

※処分事由の「降給」は、本県条例では定められていない。

第 5 章

資料

1 県職員採用試験の状況

(1) 県職員採用試験

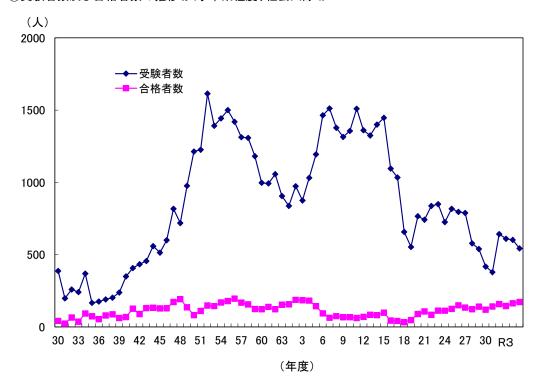
① 実施状況(大学卒業程度)

年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率	年度	実施職種	受験者数		競争率
		A	В	A/B			A	В	A/B
30	10	387	41	9.4	2	16	973	187	5.2
31	5	197	23	8.6	3	15	875	185	4.7
32	7	259	65	4.0	4	15	1,031	182	5.7
33	8	241	37	6.5	5	15	1,194	143	8.3
34	11	368	93	4.0	6	13	1,464	94	15.6
35	10	166	73	2.3	7	14	1,512	63	24.0
36	12	175	54	3.2	8	12	1,378	74	18.6
37	12	190	79	2.4	9	12	1,314	67	19.6
38	13	202	87	2.3	10	13	1,356	67	20.2
39	14	238	61	3.9	11	12	1,509	61	24.7
40	15	349	68	5.1	12	13	1,360	70	19.4
41	17	407	126	3.2	13	12	1,325	83	16.0
42	14	434	89	4.9	14	12	1,400	82	17.1
43	15	456	130	3.5	15	13	1,447	98	14.8
44	16	559	132	4.2	16	13	1,096	44	24.9
45	15	514	128	4.0	17	10	1,034	41	25.2
46	14	600	129	4.7	18	11	657	33	19.9
47	15	817	173	4.7	19	11	553	48	11.5
48	16	719	192	3.7	20	13	766	89	8.6
49	15	976	136	7.2	21	14	742	107	6.9
50	11	1,213	82	14.8	22	11	837	83	10.1
51	12	1,226	110	11.1	23	15	849	113	7.5
52	17	1,614	148	10.9	24	15	725	112	6.5
53	12	1,392	144	9.7	25	14	817	125	6.5
54	16	1,443	169	8.5	26	15	796	150	5.3
55	15	1,500	179	8.4	27	15	789	134	5.9
56	14	1,419	196	7.2	28	15	578	123	4.7
57	14	1,313	168	7.8	29	15	539	140	3.9
58	13	1,308	156	8.4	30	15	417	119	3.5
59	14	1,181	124	9.5	R元	15	379	141	2.7
60	12	997	123	8.1	R2	16	642	158	4.1
61	14	993	139	7.1	R3	15	610	145	4.2
62	12	1,057	122	8.7	R4	20	602	163	3.7
63	14	905	153	5.9	R5	20	543	173	3.1
H元	16	837	157	5.3					

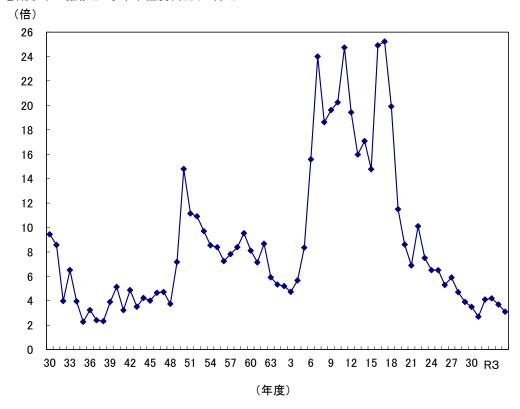
② 実施状況(大学卒業程度(社会人))

年度 実施	実施職種	受験者数	合格者数	競争率	年度 実施職種 5	宇施職種	受験者数	合格者数	競争率			
	人加西和城市主	Α	В	A/B		Α	В	A/B				
24	1	269	9	29.9	30	3	95	15	6.3			
25	1	187	8	18.6	R元	4	93	18	5.2			
26	1	164	9	14.1	R2	4	106	21	5.0			
27	3	122	10	12.2	R3	5	178	14	12.7			
28	4	119	12	9.9	R4	7	121	10	12.1			
29	3	113	9	12.6	R5	8	146	21	7.0			

③受験者数及び合格者数の推移(大学卒業程度、社会人除く)



④競争率の推移(大学卒業程度、社会人除く)

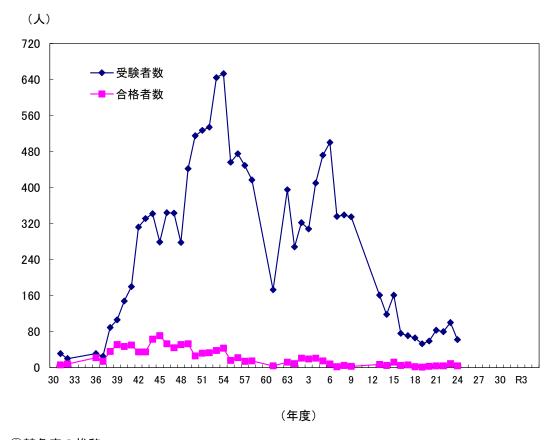


(2) 県職員採用試験 (短期大学卒業程度)

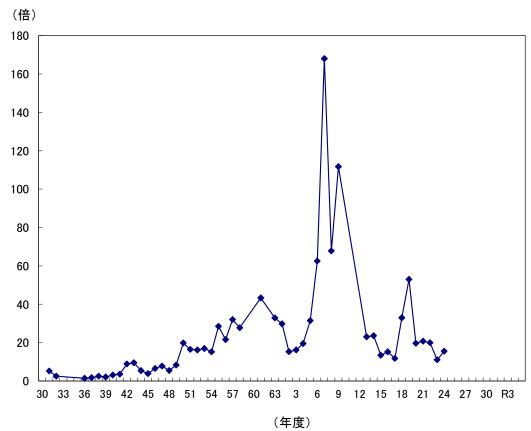
① 実施状況

年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率	年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率
		А	В	A/B			Α	В	A/B
30	_	_	_	_	2	2	322	21	15.3
31	1	31	6	5.2	3	2	308	19	16.2
32	1	20	8	2.5	4	2	410	21	19.5
33	_	_	_	_	5	1	472	15	31.5
34	_	_	_	_	6	1	500	8	62.5
35	_	_	_	_	7	1	336	2	168.0
36	1	31	22	1.4	8	1	339	5	67.8
37	2	25	14	1.8	9	1	335	3	111.7
38	3	89	36	2.5	10	_	_	_	_
39	4	106	51	2.1	11	_	_	_	_
40	4	148	47	3.1	12	_	_	_	_
41	4	180	50	3.6	13	1	161	7	23.0
42	5	312	35	8.9	14	1	118	5	23.6
43	5	331	35	9.5	15	2	161	12	13.4
44	5	342	63	5.4	16	1	76	5	15.2
45	6	279	71	3.9	17	1	71	6	11.8
46	6	344	53	6.5	18	1	66	2	33.0
47	5	343	44	7.8	19	1	53	1	53.0
48	6	278	51	5.5	20	1	59	3	19.7
49	7	442	53	8.3	21	1	83	4	20.8
50	4	515	26	19.8	22	1	80	4	20.0
51	3	527	32	16.5	23	1	100	9	11.1
52	5	534	33	16.2	24	1	62	4	15.5
53	4	644	38	16.9	25	_	_	_	_
54	4	653	43	15.2	26	_	_	_	_
55	5	456	16	28.5	27	_		_	_
56	3	475	22	21.6	28	_	_	_	_
57	3	449	14	32.1	29	_		_	_
58	2	417	15	27.8	30	_		_	_
59	_	_	_	_	R元	_		_	_
60	_		_	_	R2	_		_	_
61	1	173	4	43.3	R3	_		_	_
62	_	_	_	_	R4	_		_	_
63	1	395	12	32.9	R5	_		_	_
H元	1	268	9	29.8					

②受験者数及び合格者数の推移



③競争率の推移

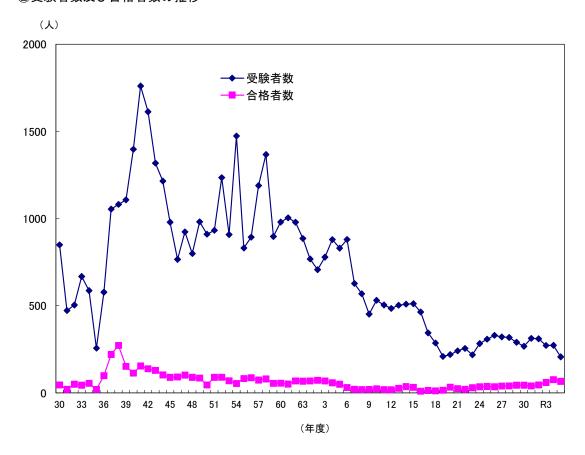


(3) 県職員採用試験 (高等学校卒業程度)

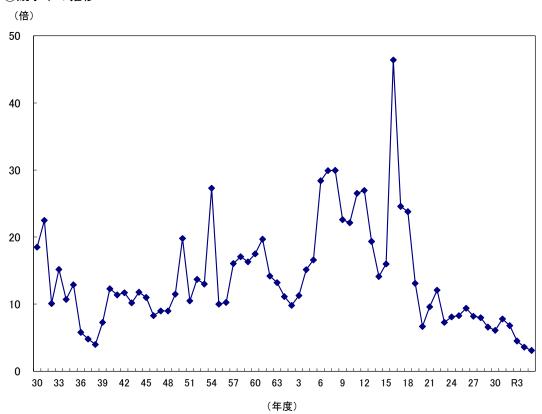
① 実施状況

年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率	年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率
十戊	天心啾怪		_		十戌	天心啾怪	_	_	
	_	A	В	A/B	_	_	Α	В	A/B
30	8	849	46	18.5	2	5	707	72	9.8
31	2	472	21	22.5	3	5	779	69	11.3
32	1	504	50	10.1	4	3	879	58	15.2
33	3	668	44	15.2	5	4	830	50	16.6
34	3	587	55	10.7	6	4	880	31	28.4
35	3	257	20	12.9	7	4	628	21	29.9
36	6	578	99	5.8	8	5	569	19	29.9
37	9	1,054	221	4.8	9	4	452	20	22.6
38	9	1,081	272	4.0	10	3	531	24	22.1
39	8	1,107	152	7.3	11	4	504	19	26.5
40	8	1,397	114	12.3	12	4	485	18	26.9
41	8	1,760	155	11.4	13	4	503	26	19.3
42	8	1,612	138	11.7	14	4	509	36	14.1
43	9	1,318	129	10.2	15	3	512	32	16.0
44	8	1,215	103	11.8	16	3	464	10	46.4
45	5	979	89	11.0	17	2	344	14	24.6
46	5	766	92	8.3	18	2	286	12	23.8
47	5	923	102	9.0	19	2	209	16	13.1
48	5	799	89	9.0	20	3	220	33	6.7
49	5	981	85	11.5	21	4	241	25	9.6
50	5	910	46	19.8	22	4	255	21	12.1
51	4	932	89	10.5	23	4	218	30	7.3
52	6	1,235	90	13.7	24	4	283	35	8.1
53	6	908	70	13.0	25	4	308	37	8.3
54	6	1,473	54	27.3	26	4	330	35	9.4
55	7	831	83	10.0	27	4	321	39	8.2
56	6	893	87	10.3	28	4	318	40	8
57	7	1,189	74	16.1	29	4	290	44	6.6
58	8	1,367	80	17.1	30	4	267	44	6.1
59	8	897	55	16.3	R元	4	313	40	7.8
60	6	980	56	17.5	R2	6	311	46	6.8
61	5	1,004	51	19.7	R3	6	272	60	4.5
62	4	979	69	14.2	R4	6	273	76	3.6
63	5	886	67	13.2	R5	6	207	66	3.1
H元	5	768	69	11.1					

②受験者数及び合格者数の推移



③競争率の推移

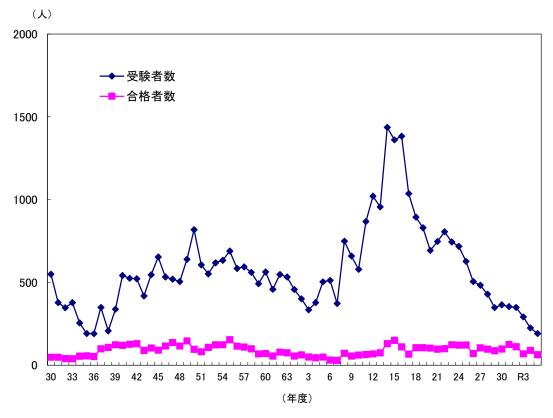


(4) 警察官採用試験

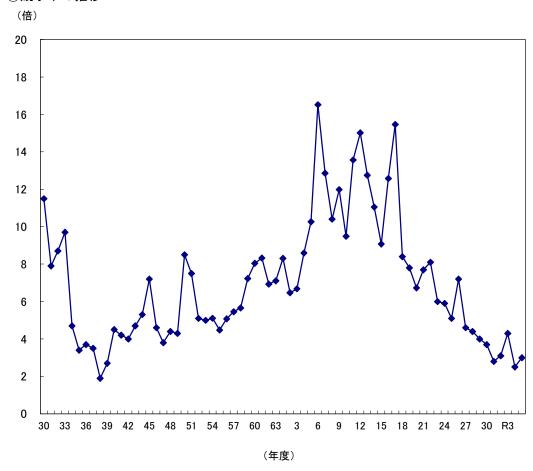
① 実施状況

		受験者数	合格者数	競争率		14	受験者数	合格者数	競争率
年度	実施職種	^	В	A/B	年度	実施職種	^	В	A/B
30	1	550	48		2	3	401	62	6.5
31	1	378	48	11.5 7.9	3	3	334	50	6.7
32	1	347	40	8.7	4	3	378	44	8.6
33	1	378	39	9.7	5	2	503	49	10.3
34	1	255	54	4.7	6	2	512	31	16.5
35	1	191	56	3.4	7	2	373	29	12.9
36	1	190	52	3.7	8	4	749	72	10.4
37	1	349	99	3.5	9	3	659	55	12.0
38	1	207	108	1.9	10	2	579	61	9.5
39	1	338	124	2.7	11	3	868	64	13.6
40	1	542	120	4.5	12	3	1.021	68	15.0
41	1	525	126	4.2	13	3	956	75	12.7
42	1	522	130	4.0	14	5	1.436	130	11.0
43	1	418	89	4.7	15	6	1,361	150	9.1
44	1	546	104	5.3	16	6	1,383	110	12.6
45	1	654	91	7.2	17	4	1.036	67	15.5
46	1	533	116	4.6	18	4	894	106	8.4
47	1	519	137	3.8	19	4	830	106	7.8
48	1	505	116	4.4	20	4	693	103	6.7
49	2	639	147	4.3	21	4	747	97	7.7
50	2	818	96	8.5	22	4	806	100	8.1
51	2	606	81	7.5	23	4	744	124	6.0
52	2	551	108	5.1	24	4	718	121	5.9
53	2	618	123	5.0	25	4	627	122	5.1
54	2	633	124	5.1	26	4	505	70	7.2
55	2	689	154	4.5	27	4	483	105	4.6
56	2	584	115	5.1	28	4	429	97	4.4
57	2	594	109	5.4	29	4	348	87	4.0
58	2	560	99	5.7	30	4	365	98	3.7
59	2	492	68	7.2	R元	4	354	125	2.8
60	2	563	70	8.0	R2	4	349	111	3.1
61	2	458	55	8.3	R3	6	292	68	4.3
62	2	548	79	6.9	R4	6	225	90	2.5
63	2	533	75	7.1	R5	6	191	63	3.0
H元	3	457	55	8.3					

②受験者数及び合格者数の推移



③競争率の推移



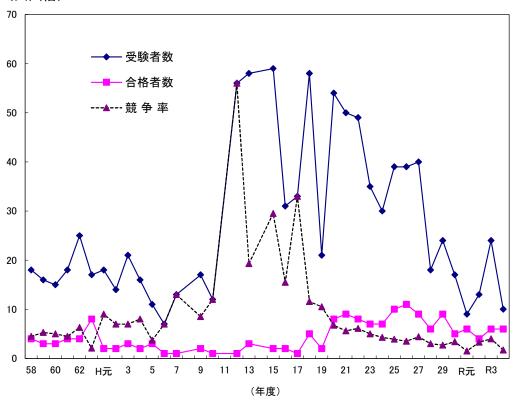
(5) 保健師採用試験

① 実施状況

左曲	受験者数	合格者数	競争率	左曲	受験者数	合格者数	競争率
年度	А	В	A/B	年度	Α	В	A/B
58	18	4	4.5	16	31	2	15.5
59	16	3	5.3	17	33	1	33.0
60	15	3	5.0	18	58	5	11.6
61	18	4	4.5	19	21	2	10.5
62	25	4	6.3	20	54	8	6.8
63	17	8	2.1	21	50	9	5.6
H元	18	2	9.0	22	49	8	6.1
2	14	2	7.0	23	35	7	5.0
3	21	3	7.0	24	30	7	4.3
4	16	2	8.0	25	39	10	3.9
5	11	3	3.7	26	39	11	3.5
6	7	1	7.0	27	40	9	4.4
7	13	1	13.0	28	18	6	3
8	_	_	_	29	24	9	2.7
9	17	2	8.5	30	17	5	3.4
10	12	1	12.0	R元	9	6	1.5
11	_	_	_	R2	13	4	3.3
12	56	1	56.0	R3	24	6	4.0
13	58	3	19.3	R4	16	8	2.0
14	_	_	_	R5	10	6	1.7
15	59	2	29.5				

②受験者数、合格者数及び競争率の推移

(人)(倍)



(6) 薬剤師採用試験

実施状況

年度	受験者数	合格者数	競争率
	Α	В	A/B
15	_	-	ı
16	17	1	17.0
17	17	4	4.3
18	14	5	2.8
19	23	4	5.8
20	25	7	3.6
21	12	4	3.0
22	13	7	1.9
23	16	9	1.8
24	25	13	1.9
25	17	8	2.1
26	15	10	1.5
27	14	11	1.3
28	12	7	1.7
29	8	4	2.0
30	11	8	1.4
R元	6	4	1.5

※令和2年度より選考により採用する職となった。

(7) 診療放射線技師採用試験

実施状況

年度	受験者数	合格者数	競争率
	Α	В	A/B
14	34	2	17.0
15	_	_	_
16	_	_	-
17	22	1	22.0
18	_	_	-
19	16	1	16.0
20	20	3	6.7
21	14	2	7.0
22	21	3	7.0
23	14	2	7.0
24	11	2	5.5
25	9	4	2.3

※平成26年度より選考により採用する職となった。

(8) 臨床検査技師採用試験

実施状況

	受験者数	合格者数	競 争 率
年度			
	Α	В	A/B
15	39	1	39.0
16	34	4	8.5
17	20	3	6.7
18	27	3 1 2 —	27.0
19	24	2	12.0
20	_		-
21	28	3 — 4 3	9.3
22	_	ı	ı
23	29	4	9.3
24	32	3	10.7
25	24	6	4.0
26	17 24	4 3	4.3
27	24		8.0
28	17	3	5.7
29	21	5	4.2
30	26	4	6.5
R元	18	2	9.0
R2	18	2 2 2 2 2 9	9.0
R3	19	2	9.5
R4	19	2	9.5
R5	24	9	2.7

2 給与勧告の経緯

	5子勧古の#	<u> </u>		宫	——— 崎	 県	
年度	————————————————————————————————————	公民較差	(%)	改善(改定)率(%)		 施
S26 27 28 29	11. 28 11. 20 11. 30 10. 13	3級 4-7級 8・9級 10-13級	7. 1 20. 0 28. 5 27. 5				
30 31	11. 10	2-3級 4-7級 8・9級 10-14級 4-7級 8-9級 10級以上	0. 6 6. 5 11. 0 0. 09 8. 5 6. 4 25. 6			32.4.1 から国に準じて	て給料表 改正
32	11. 30		2.3				
33	11. 29	行政 全職	11. 8 1. 9				
34	12. 15		3.0				
35	12. 6		14.3				
36	12. 1		9. 0				
37	11. 26		8.6				
38	11. 26		6.8				
39	11. 14		7. 2		8. 9		
40	11. 1		6.84		7. 12		
41	10. 19		6. 30		6. 67		
42	10. 17		5. 42		7. 75		
43	10. 15		5. 21		7. 88		
44	10. 14		7. 70	<u> </u>	9.8		
45 46	10. 8 10. 16		9. 94 9. 34	全職 行政 全職	11. 7 11. 33 11. 40		
47	10. 9		13. 02	行政 全職 行政	11. 45 10. 56 10. 47		
48	9. 17		12. 79	11政 全職 行政	15. 31 15. 28		
49	8. 23		28. 39	全職 行政	28. 73 29. 17		
50	10. 13		8. 89	全職 行政	10. 46 10. 82	1 号下位切替え 50. 6. 1	
51	11. 2		6. 02	全職行政	6. 55 6. 90		
52 52	11. 2		6. 24	全職行政	6. 61 6. 96		
53	10. 26		3. 47	全職 行政	3. 71 3. 82		

<i>F</i> #		国	(人事院)
年度	勧告日	官民較差(%)	実 施
S23	12. 10		23.12.1 から勧告どおり
24	12. 4		実施せず
25	8. 9		 26.1.1 から一部実施
26	8. 20		 26.10.1から一部実施
27	8. 1		27.11.1 から一部実施
28	7. 18		29.1.1 から一部実施
		0 0 VTI. 4 7	
29	7. 19	2·3級 4.7 4-7級 9.0	ベース改定勧告留保
		8-14級 9.0	
30	7. 16	2・3級 4.7	 ベース改定勧告留保
"	1.10	4-7級 8.9	· 八块定脚口田外
		8-14級 12.4	
31	7. 16	11.0	 俸給表の合理化勧告
			32.4.1 から一部実施
32	7. 16	3. 0	32.4.1 からほぼ完全実施
33	7. 16	4. 0	通勤手当新設(33.4.1)
			34.4.1 から完全実施
34	7. 16	5. 7	35.4.1 から完全実施
35	8. 8	12. 4	35.10.1 からほぼ完全実施
36	8. 8	7. 3	36.10.1 から完全実施
37	8. 10	9. 3	37.10.1 から完全実施
38	8. 10	7. 5	38.10.1 から完全実施
39	8. 12	8. 5	39.9.1 から完全実施
40	8. 13	7. 2	40.9.1 から完全実施
41	8. 12	6. 9	41.9.1 から完全実施
42	8. 15	7. 9	42.8.1 から完全実施
43	8. 16 8. 15	8. 0 10. 2	43.7.1 から完全実施 44.6.1 から完全実施
44 45	8. 14	10. 2	44.6.1 から元生美施
40	0, 14	12.07	現末手当 0.1 増額、勤勉手当 0.1 増額
46	8. 13	11.74	州水子 0.1 相級、動巡子 0.1 相級 46.5.1 から完全実施
	0.10	11.11	期末手当 0.1 増額
47	8. 15	10. 68	47.4.1 から完全実施
48	8. 9	15. 39	48.4.1 から完全実施
49	7. 26	29. 64	49.4.1 から完全実施
			期末手当 0.4 増額
50	8. 13	10. 85	50.4.1 から完全実施
51	8. 10	6. 94	51.4.1 から完全実施
			期末手当 0.1減額、勤勉手当 0.1減額
52	8. 9	6. 92	52.4.1 から完全実施
53	8. 11	3.84	53.4.1 から完全実施
			期末手当 0.1減額

/r: ##				宮	崎		
年度	勧告日	公民較差	(%)	改善(改	定)率(%)	実施	
54	10. 25		3.08	全職	3. 45		
55	10. 20		4. 42	行政 全職	3. 57 4. 19		
ออ	10. 20		4. 42	王臧 行政	4. 19		
56	10. 19		5. 23	全職	4. 56	部長級以上は 57. 4.1 実施	
				行政	4. 88	期末・勤勉手当は旧ベース	
57	10. 18		4.41	全職	4. 36	実施見送り	
				行政	4. 57		
58	10. 17		6. 17	全職	6. 21	2.02%実施	
59	10. 17		6. 16	行政 全職	6. 43	3.33%実施	
59	10. 17		0. 10	至職 行政	6. 18 6. 37	3. 33 70 关旭	
60	10. 16		5. 55	全職	5. 33	実施内容は勧告どおり	
	10.10		0.00	行政	5. 00	実施時期は 60.7.1	
61	10. 15		2.14	全職	2. 24	61.4.1 から完全実施	
				行政	2. 30		
62	10. 14		1.42	全職	1.40	62.4.1 から完全実施	
				行政	1. 42	and the North Ambalta	
63	10. 13		2. 31	全職	2. 29	63.4.1 から完全実施	
∄元	10. 12		3. 08	行政 全職	2. 35 2. 82	元.4.1 から完全実施	
11 /1	10. 12		3.00	王臧 行政	2. 82	几.4.1 245元主关旭	
2	10. 11		3. 50	全職	3. 54	2.4.1 から完全実施	
				行政	3. 57		
3	10. 11		3. 58	全職	3.64	3.4.1 から完全実施	
				行政	3. 77		
4	10. 9		2.63	全職	2.74	4.4.1 から完全実施	
_	10 7		1 71	行政	2. 70	F 4 1 4 2 2 0 人中长	
5	10. 7		1. 71	全職 行政	2. 03 1. 91	5.4.1 から完全実施	
6	10. 5		1. 02	11政 全職	1. 34	6.4.1 から完全実施	
	10. 0		1.02	行政	1. 17	0. 1. 1 W 37611174W	
7	10. 4		0.78	全職	1.00	7.4.1 から完全実施	
				行政	0.83		
8	10. 4		0.88	全職	1.00	8.4.1 から完全実施	
	10 0		0.05	行政	0.88	0.4.1.2.2.2.4.4.4.4.4.	
9	10. 3		0.85	全職 行政	1. 00 0. 96	9.4.1 から完全実施 (指定職相当職は、10.4.1 から実施)	
10	10. 5		0. 69	17 収 全職	0. 96	(指足職相ヨ職は、10.4.1 から美虺) 10.4.1 から完全実施	
10	10. 0		V. U3	主概 行政	0. 11	- 101 101 10 ・ファロエスル地	
11	10. 5		0. 27	全職	0. 28	11.4.1 から完全実施	
				行政	0. 23	※行政職 10、11 級等については給料	表
						改定の勧告見送り	
12	10. 3		0.05	全職	0. 13	12.4.1 から完全実施	
				行政	0. 15	※給料表改定の勧告見送り、扶養手当	á
13	10. 2		0. 07		_	改定 13.4.1 から完全実施	
13	10. 4		0.07		-	13.4.1 から元宝美施 ※特例一時金(3,396 円)支給	
						2014 N 3	
14	10. 7	_	△2. 05	全職	△1. 94	15.1.1 から完全実施	
				行政	△2. 05	※年間給与で民間との均衡を図るため	5、
						3月期の期末手当で調整	

左庇		国	(人事院)
年度	勧告日	官民較差 (%)	実 施
54	8. 10	3.70	54.4.1 から完全実施 (指定職は 54.10.1)
55	8. 8	4. 61	55.4.1 から完全実施 (指定職は 55.10.1)
56	8. 7	5. 23	56.4.1 実施(指定職、本省の課長等は 57.4.1 実施。 期末・勤勉手当は旧ベースに凍結)
57	8. 6	4. 58	実施見送り
58	8. 5	6. 47	58.4.1 から 2.03%実施
59	8. 10	6. 44	59.4.1 から 3.37%実施
60	8. 7	5. 7	実施内容は勧告どおり 実施時期は 60.7.1
61	8. 12	2. 31	61.4.1 から完全実施
62	8. 6	1. 47	62.4.1 から完全実施
63	8. 4	2. 35	63.4.1 から完全実施
H元	8. 4	3. 11	元.4.1 から完全実施
2	8. 7	3. 67	2.4.1 から完全実施
3	8. 7	3.71	3.4.1 から完全実施
4	8. 7	2. 87	4.4.1 から完全実施
5	8. 3	1. 92	5 4.1 から完全実施
6	8. 2	1.18	6.4.1 から完全実施
7	8. 1	0. 90	7.4.1 から完全実施
8	8. 1	0.95	8.4.1 から完全実施
9	8. 4	1.02	9.4.1 から完全実施 (指定職は、10.4.1 から実施)
10	8. 12	0.76	10.4.1 から完全実施
11	8. 11	0. 28	11.4.1 から完全実施 ※行政職 10、11 級等については、給料表改定の勧告見 送り
12	8. 15	0. 12	12.4.1 から完全実施 ※給料表改定の勧告見送り、扶養手当改定
13	8. 8	0.08	13.4.1 から完全実施 ※特例一時金(3,756 円)支給
14	8. 8	△2. 03	14.12.1 から完全実施 ※年間給与で民間との均衡を図るため、12 月期の期末 手当で調整

/r: ##				宮	崎	県
年度	勧告日	公民較差	(%)	改善(改	定)率(%)	実 施
15	10. 1		△1.18	全職行政	△1. 09 △1. 17	15.12.1 から完全実施 ※改定実施までの公民較差相当分を解消 するため、12 月期の期末手当で調整
16	10. 4		△0.05		_	 改定見送り
17	10. 5		△0.40	全職 行政	△0.35 △0.36	1 公民較差に基づく給与改定 17.12.1から完全実施 ※改定実施までの官民較差相当分を解 消するため、12月期の期末手当で調 整 ・扶養手当の減額(△ 500円) ・勤勉手当の支給割合の改定(0.05月 引き上げ) 2 給与制度の見直し 18.4.1から実施 ・給与カーブのフラット化 ・級構成の再編(行政職11級→9級) ・号棒構成の見直し(号給の4分割) ・昇給制度(普通昇給と特別昇給の充合、年1回、枠外昇給制度の廃止) ・調整手当に替えて地域手当を新設 ・新旧給料月額の差額の支給
18	10. 6		0.05			1 公民較差に基づく給与改定 ・公民給与の比較方法の見直し 企業規模 100人以上→50人以上 ・給与改定 月例給は改定見送り 特別給はH18.12月期を0.025月引き 下げ 2 給与制度の見直し 19.4.1実施 ・地域手当の支給割合の改定 ・管理職手当の定額化 ・扶養手当の改定 (子等の支給額を1,000円引き上げ)
19	10. 5		0. 26	行政	0. 20	1 公民較差に基づく給与改定 19.4.1から完全実施 ※初任給を中心に若年層に限定した給料月額の引き上げ ・扶養手当の改定(子等の支給額を 500円引き上げ) ・東京都特別区の地域手当の支給割合 を改定(0.5%引き上げ)

左连		国	(人事院)
年度	勧告日	官民較差 (%)	実 施
15	8. 8	△1. 07	15.11.1 から完全実施 ※改定実施までの官民較差相当分を解消するため、 12 月期の期末手当で調整
16	8. 6	0.01	改定見送り
17	8. 15	△0. 36	1 官民較差に基づく給与改定 17.12.1から完全実施 ※改定実施までの官民較差相当分を解消するため、 12月期の期末手当で調整 ・扶養手当の減額(△ 500円) ・勤勉手当の支給割合の改定(0.05月引き上げ) 2 給与構造改革 18.4.1から実施 ・給与カーブのフラット化(平均改定率△ 4.8%) ・級構成の再編(行政職(一)11級→10級) ・号棒構成の見直し(号棒の4分割) ・昇給制度(査定昇給、年1回、枠外昇給制度の廃止) ・調整手当に替えて地域手当を新設 ・新旧俸給月額の差額の支給
18	8. 8	0.00	1 官民較差に基づく給与改定 ・官民給与の比較方法の見直し 企業規模 100人以上→50人以上 ・給与改定 月例給、特別給とも改定見送り 2 給与構造改革 19.4.1実施 ・地域手当の支給割合の改定 ・広域異動手当の新設 ・俸給の特別調整額の定額化 ・扶養手当の改定(子等の支給額を 1,000円引き上げ)
19	8. 8	0. 35	1 官民較差に基づく給与改定 19.4.1 実施 ※初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の引き上げ ・扶養手当の改定(子等の支給額を 500 円引き上げ) ・勤勉手当の支給割合の改定(0.05 月引き上げ) ・地域手当の支給割合の改定(0.5%引き上げ) 2 給与構造改革 20.4.1 実施 ・専門スタッフ職俸給表の新設

/r: ##			宮	崎	県
年度	勧告日	公民較差 (%)	改善(改	(定)率(%)	実施
20	10. 6	0.05			 民間給与との較差に基づく給与改定 月例給、特別給とも改定見送り 初任給調整手当の改定 給与制度の見直し 給与条例教育職給料表(二)及び市町村給与条例教育職給料表の改定
21	10. 6	△0. 26	行政	△0. 25	 1 民間給与との較差に基づく給与改定 21.12.1 から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12 月期の期末手当で調整・自宅に係る住居手当の減額(△ 500円) ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.3 月引き下げ)
22	10. 8		行政	△0.17	 1 民間給与との較差に基づく給与改定22.12.1から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整・55歳を超える職員の給料、管理職手当を一定率で減額(△1.0%)・期末・勤勉手当の支給割合の改定(0.2月引き下げ)
23	11. 2	△0. 29	行政	△0. 29	1 民間給与との較差に基づく給与改定 23.12.1から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消す るため、12月期の期末手当で調整 ・特別給は改定見送り
24	10. 5	△0.11			 民間給与との較差に基づく給与改定 月例給、特別給とも改定見送り 給与制度の見直し ・昇給制度(55歳を超える職員は標準 の勤務成績では昇給停止(26.4.1か ら実施) ・自宅住居手当の廃止(25.4.1から実 施)
25	10. 10	0.05			 民間給与との較差に基づく給与改定 月例給、特別給とも改定見送り 給与制度の見直し 経過措置額の廃止(26.4.1 から実施) 昇給抑制の回復(26.4.1 から実施)

左曲		国	(人事院)
年度	勧告日	官民較差 (%)	実 施
20	8. 11	0.04	 官民較差に基づく給与改定 ・月例給、特別給とも改定見送り ・初任給調整手当の改定 2 給与構造改革 ・本府省業務調整手当の新設 ・地域手当の支給割合の改定
21	8. 11	△0. 22	1 官民較差に基づく給与改定 21.12.1から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・自宅に係る住居手当の廃止 ・期末・勤勉手当の支給割合の改定(0.35月引下 げ)
22	8. 10	△0. 19	 1 官民較差に基づく給与改定 22.12.1から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・55歳を超える職員の俸給及び俸給の特別調整額を一定率で減額(△1.5%) ・期末・勤勉手当の支給割合の改定(0.2月引下げ)
23	9. 30	△0. 23	1 官民較差に基づく給与改定 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する 法律」の成立(24.2.29)により、24.3.1から完全 実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、24年 6月期の期末手当で調整 ・経過措置額を平成26年4月に全額廃止
24	8. 8	△0. 07	 官民較差に基づく給与改定 ・月例給、特別給とも改定見送り 昇給制度の見直し ・55 歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止(26.1.1 から実施)
25	8. 8	0. 02	1 官民較差に基づく給与改定・月例給、特別給とも改定見送り

年度				宮	崎	県
十尺	勧告日	公民較差	(%)	改善(改定)	率(%)	実 施
26	10. 9		0. 23		0. 24	1 民間給与との較差に基づく給与改定 26.4.1 から完全実施 ・月例給の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.15 月引上げ) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・通勤手当の引上げ 2 給与制度の総合的見直し 27.4.1 から実施 ・世代間の給与配分の見直しの観点から給与力での見直し(平均改在職方の見直しの報点を発行を引力がら過程を発展を発行を発展を対して、50歳台後半層が多く在職方との場合に係る号給は最大△4%程度、初任金に係る号給は居置き)・号給の増設 ・諸手当(単身赴任手当、地域手当、管理職員特別勤務手当)の見直し・新旧給料月額の差額の支給(当分の間)
27	10. 7		1. 10		1.02	1 民間給与との較差に基づく給与改定 27.4.1から完全実施 ・給料表の引上げ(平均改定率 0.43 %) ・医師等に係る初任給調整手当の引上 げ ・28年4月以降に引上げ予定としていた地域手当の引上げを一部 (0.5~1%)前倒しの総合的見直しに伴う経過措置の取扱いの見直し ・高齢層職員に対する給料等の1%減額措置の廃止 ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.1月引上げ) 2 給与制度の総合り見直し (28年度において実施する事項) 28.4.1から実施 ・地域手当の支給額の改定 ・単身赴任手当の支給額の改定
28	10. 6		0.16		0.12	1 民間給与との較差に基づく給与改定 28.4.1から完全実施 ・給料表の引上げ(平均改定率 0.2%) ・医師等に係る初任給調整手当の引上 げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.1月引上げ) 2 給与制度の改正 29.4.1から実施 ・配偶者に係る扶養手当の見直し(段 階実施)

年度		国	(人事院)
十茂	勧告日	官民較差 (%)	実
26	8. 7	0. 27	1 官民較差に基づく給与改定 26.4.1から完全実施 ・月例給の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定(0.15月引上 げ) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・通勤手当の引上げ 2 給与制度の総合的見直し 27.4.1から実施 ・地域間・世代間の給与配分の見直しの観点から給 与カーブの見直し(平均改定率△2%、50歳台後 半層が多く在職する高位号俸は最大△4%、初任 給に係る号俸は据置き) ・号俸の増設 ・諸手当(広域異動手当、単身赴任手当、本府省業 務調整手当、管理職員特別勤務手当)の見直し ・新旧給料月額の差額の支給(3年間)
27	8. 6	0.36	1 官民較差に基づく給与改定 27.4.1から完全実施 ・俸給表の引上げ(平均改定率 0.4%) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・28年4月以降に引上げ予定としていた地域手当の引上げを一部(0.5~2%)前倒しして実施 ・期末・勤勉手当の支給割合の改定(0.1月引上げ) 2 給与制度の総合的見直し(28年度において実施する事項) 28.4.1から実施 ・地域手当の支給割合の改定 ・単身赴任手当の支給額の改定
28	8. 8	0.17	1 官民較差に基づく給与改定 28.4.1から実施 ・俸給表の引上げ(平均改定率 0.2%) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定(0.1月引上 げ) 2 給与制度の改正等 29.4.1から実施 ・給与制度の総合的見直し(29年度において実施する事項) 本府省業務調整手当の引上げ ・配偶者に係る扶養手当の見直し(段階実施) ・専門スタッフ職俸給表 4 級の新設

<i>F</i> #				宮	崎	県
年度	勧告日	公民較差((%)	改善(改定)至	率(%)	実施
29	10. 12		0. 15		0. 12	 1 民間給与との較差に基づく給与改定 29.4.1 から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上 げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.10月引上げ)
30	10. 5		0. 17		0. 15	 民間給与との較差に基づく給与改定30.4.1から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定(0.05月引上げ) 給与制度の改正30.4.1から実施 ・宿日直手当の支給額の改定31.4.1から実施 ・給与制度の総合的見直しに係る経過措置の廃止
R 元	10. 9		0.14		0. 11	1 民間給与との較差に基づく給与改定 31.4.1から完全実施 ・月例給の引上げ ・特別給は改定見送り 2 給与制度の改正 R2.4.1から実施(経過措置:3年間) ・住居手当の見直し(支給対象となる家 賃額の下限を引上げ、手当額の上限を 引上げ)
2	10. 23					(特別給のみ先行報告) 1 民間給与との較差に基づく給与改定 ・特別給は改定見送り
	11. 24		0.02			1 民間給与との較差に基づく給与改定 ・月例給、特別給とも改定見送り

左连		国	(人事院)
年度	勧告日	官民較差 (%)	実 施
29	8. 8	0.15	1 官民較差に基づく給与改定 29.4.1から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・本府省業務調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定(0.10月引上 げ) 2 給与制度の総合的見直し 30.4.1から実施 ・俸給表水準の引下げの際の経過措置の廃止等に伴 って生ずる原資を用いて、若年層を中心に抑制さ れた昇給を回復(1号俸) ・本府省業務調整手当の引上げ
30	8. 10	0. 16	 1 官民較差に基づく給与改定 30.4.1 から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定(0.05月引上げ) 2 給与制度の改正 30.4.1 から実施 ・宿日直手当の支給額の改定
R元	8. 7	0.09	 1 官民較差に基づく給与改定 31.4.1 から完全実施 ・月例給の引上げ ・勤勉手当の支給割合の改定(0.05 月引上げ) 2 給与制度の改正 R2.4.1 から実施(経過措置:1年間) ・住居手当の見直し(支給対象となる家賃額の下限を引上げ、手当額の上限を引上げ)
2	10. 7		(特別給のみ先行報告) 1 官民較差に基づく給与改定 R2.12.1から完全実施 ・期末手当の支給割合の改定(0.05月引下げ)
	10. 28	△0. 04	1 官民較差に基づく給与改定 ・月例給の改定見送り

左由			宮崎	県
年度	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
3	10. 8	0.07		1 民間給与との較差に基づく給与改定 ・月例給は改定見送り R3.12.1から完全実施
				・期末手当の支給割合の改定 (0.10 月 引下げ)
4	10. 7	0. 26	0. 24	1 民間給与との較差に基づく給与改定 R4.4.1 から完全実施・月例給の引上げ・勤勉手当の支給割合の改定(0.05月 引上げ)
5	10. 10	1.01	0.97	1 民間給与との較差に基づく給与改定 R5.4.1から完全実施 ・月例給の引上げ ・勤勉手当の支給割合の改定(0.10月 引上げ)

左帝		国	(人事院)
年度 	勧告日	官民較差 (%)	実 施
3	8. 10	0.00	1 官民較差に基づく給与改定 ・月例給は改定見送り ・期末手当の支給割合の改定(0.15月引下げ) ※勧告後の閣議決定により、R3年度の引下げ相当額は、R4.6月期末手当で調整
4	8. 8	0. 23	1 官民較差に基づく給与改定R4.4.1 から完全実施・月例給の引上げ・勤勉手当の支給割合の改定(0.10 月引上げ)
5	8. 7	0.96	1 官民較差に基づく給与改定 R5.4.1から完全実施 ・月例給の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定(0.10月引上げ)

3 措置要求及び審査請求一覧表

(1) 措置要求一覧表

令和6年3月31日現在

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
1	1	(受付) S26.10.2	教職員の定員増の措置	交渉勧奨 (S26.10.5)
2	2	(") S26. 12. 4	教職員の定期昇給の措置	取下げ (S26.12.19)
3	1	(") S29. 7. 7 (") S29. 4. 16	臨職からの任用替えの措置	審査打切り(退職) (S29.12.31)
4	2	S29. 7. 1	II	判定、勧告(一部認容) (S30.6.2)
5	173	S29. 7. 2	特殊勤務手当増額の措置	判定(棄却) (S30.12.27)
6	3	S29. 7. 2	特殊勤務手当支給の措置	判定(棄却) (S30.12.27)
7	16	S29. 7. 3	п	判定(棄却) (S30.12.27)
8	1	(受付) S29.7.7	三級吏員試験合格者の昇任の措置	取下げ (S29.9.1)
9	12	S29. 7. 7	雇から三級吏員への選考昇任の措置	判定(棄却) (S29.9.15)
10	24	(受付) S29.7.7	特殊勤務手当支給の措置	取下げ (S29.12.28)
11	43	(") S29.7.7	特殊勤務手当増額の措置	取下げ (S29.12.28)
12	38	S29. 7. 7	П	判定(棄却) (S30. 12. 27)
13	60	S29. 7. 7	特殊勤務手当支給の措置	判定(棄却) (S30.12.27)
14	25	S29. 7. 7	П	判定、勧告(認容) (S30.12.27)
15	12	S29. 8. 24	恩給退職年金に関する措置	判定(棄却) (S31.6.28)
16	1	(受付) S29.11.8	給料是正の措置	取下げ (S29.11.24)
17	1	(") S29. 12. 6	II.	取下げ (S30.12.7)
18	412	(") S31. 12. 14	給与の一律引上げの措置	取下げ (S31.12.27)
19	412	(") S31. 12. 14	期末勤勉手当増額の措置	取下げ (S31.12.27)
20	412	(") S31. 12. 14	定期昇給完全実施の措置	取下げ (S31.12.27)
21	412	(") S31. 12. 14	勤務地手当、へき地手当改善の措置	取下げ (S31.12.27)
22	51	S33. 6. 3	給与是正の措置	交渉勧奨 (S34.5.19)
23	6, 644	S33. 7. 15	勤務評定に関する措置	判定(棄却) (S33. 9. 1)
24	6, 644	S33. 7. 15	定期昇給実施の措置	判定、勧告(認容) (S33.9.1)
25	1, 655	S33. 9. 25	宿日直手当に関する措置	判定、勧告(一部認容) (S33.11.28)
26	1, 655	S33. 9. 25	日額旅費引上げの措置	判定(棄却) (S33.11.28)
27	1, 655	S33. 9. 25	通勤手当制度改善の措置	判定(棄却) (S33.11.28)
28	8	S33. 9. 25	給与昇給是正の措置	審査打切り(基準設定) (S34.5.19)
29	8	(受付) S34. 2. 10	舎監業務従事者に対する時間外手当支給の措置	取下げ (S34.9.18)
30	3, 654	S34. 2. 10	п	審査打切り(条例制定) (S35.5.30)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)	
31	1,062	S34. 2. 10	宿日直手当引上げの措置	判定、勧告(一部認容) (S34.6.1	3)
32	1,062	S35. 2. 26	期末手当引上げの措置	判定(棄却) (S35.7.4	1)
33	1,062	S35. 2. 26	宿日直手当引上げの措置	判定(棄却) (S35. 7. 4	1)
34	1,062	(受付) S35. 2. 26	給与の一律引上げの措置	取下げ (S35.12.	8)
35	1,062	(") S35. 2. 26	給与の昇給昇格の措置	取下げ (S35.12.	8)
36	1,062	(") S35. 2. 26	定数外17条臨職の定数化の措置	取下げ (S36.3.1	0)
37	3	(") S35. 12. 3	勤務時間割り振り(三交替勤務)の措置	交渉勧奨 (S36. 2. 2	.7)
38	3	(") S35. 12. 3	休日に関する措置	交渉勧奨 (S36. 2. 2	7)
39	3	(") S35. 12. 3	時間外勤務協定に関する措置	取下げ (S38.2.1	1)
40	3	(") S35. 12. 3	時間外勤務手当に関する措置	取下げ (S38.2.1	1)
41	1	(") S35. 12. 12	給与是正の措置	取下げ (S36.7.1	8)
42	5, 258	S40. 12. 13	人事委員会給与勧告値切分補償の措置	判定(棄却) (S42. 5. 4	4)
43	5, 258	S40. 12. 13	時間外勤務手当支給の措置	判定、勧告(認容) (S42.5.4	1)
44	1	S40. 12. 13	ıı .	判定、勧告(認容) (S42.5.4	1)
45	5, 258	S40. 12. 13	宿日直勤務廃止の措置	判定、勧告(一部認容) (S42.5.1	1)
46	71	S41. 12. 21 併 合 S42. 1. 6 S42. 1. 12	賃金カット、勤勉手当の勤務期間除算に関する措置	取下げ (S49.6.2	.8)
47	1	(受付) S42.7.29	給与昇給の措置	取下げ (S43.2.1	3)
48	11	S44. 4. 28	高齢者給与の昇格、昇給の措置	取下げ (S55.12.2	25)
49	1	S49. 11. 27	研修参加の出張承認及び旅費支給の措置	取下げ (S59.5.1	0)
50	2	S50. 2. 10	学校事務職員の勤務時間の改正措置	取下げ (S53.5.8	3)
51	1	S62. 12. 11	給料号給の見直しとそれに伴う給与差額の支給の措置	取下げ (S63.3.2	3)
52	1	S63. 6. 24	健康上の理由による配置換えの措置	判定(棄却) (H元. 1. 2	3)
53	1	(受付) S63.7.7	給料号給の見直しとそれに伴う給与差額の支給及び 時間外勤務手当の支給並びに法令遵守の徹底等の措 置	取下げ (S63.7.2	1)
54	1	(") S63. 10. 15	п	取下げ (S63.11.	9)
55	1	H元. 2. 28	п	判定(棄却) (H元. 12. 2	22)
56	1	(受付) H元. 10. 23	学会出会の出張承認の措置	取下げ (H元. 11.	6)
57	1	(") H11.12.28	上司等に分限・懲戒処分を要求するもの	却下(受理要件非該当) (H12.1.2	5)
58	3	H11. 12. 14 併 H11. 12. 20 H11. 12. 24	強制的な年休の変更及び上司の諸言動の中止を要求 するもの	判定(一部却下、一部棄 (H12.4.2 却)	.4)
59	1	(受付) H12.4.10	上司に対する処分等を要求するもの	却下(受理要件非該当) (H12.6.8	3)
60	3	併 H12. 4. 24 合 H12. 5. 10	58の事案と同様の要求事項ほか	審査打切り (H12.9.1	1)

番号	措置要求者数(人)	受理	理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
61	19		H12. 6. 26 (19事案を併合)	58の事案と同様の要求事項	判定(一部却下、一部棄 却) (H12.7.10)
62	2		H12. 7. 10 (2事案を併合)	上司の諸言動の中止を要求するもの	判定(一部却下、一部棄 却) (H12.7.24)
63	1	(受付)	H13. 1. 28	人事委員会自身の審議を要求するもの	却下(受理要件非該当) (H13.2.23)
64	1	(")	Н13. 3. 7	市教育委員会で行われた尋問の是非	" (H13. 3. 27)
65	1	(")	H13. 3. 19	市教育委員会で行われた尋問における教育長の発言 についての是非	" (H13. 4. 10)
66	1	(")	H13. 3. 22	上司による年休時季変更についての是非	" (H13. 4. 10)
67	1	(")	H13. 3. 23	同僚の発言が職務に該当するかについての是非	" (H13. 4. 10)
68	1	(")	H13. 3. 27	上司による忌引休暇から年次有給休暇への変更につ いての是非	判定(却下) (H13. 6. 26)
69	1	(")	H13. 3. 28	上司による休憩時間の呼出しについての是非	却下(受理要件非該当) (H13.4.24)
70	1	(")	H13. 3. 30	上司が要求者を市教育委員会へ連れて行くことがで きることについての是非	" (H13. 4. 24)
71	1	(")	H13. 3. 30	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての 是非	" (H13. 4. 24)
72	1	(")	H13. 4. 2	上司による休憩時間の呼出しについての是非	" (H13. 4. 24)
73	1	(")	H13. 4. 4	市教育相談員の発言が職務に該当するかについての 是非	" (H13. 4. 24)
74	1	(")	H13. 4. 5	上司の個人情報漏洩の是非	" (H13. 4. 24)
75	1	(")	H13. 4. 6	市教委で尋問を受けることは要求者自身の職務にな るかについての是非	" (H13. 4. 24)
76	1	(")	H13. 4. 9	上司による休憩時間の呼出しについての是非	" (H13.5.8)
77	1	(")	H13. 4. 10	休憩時間の呼出しにおける上司の発言についての是 非	" (H13.5.8)
78	1	(")	H13. 4. 11	市教育委員会での尋問における学校教育課長の発言 についての是非	" (H13.5.8)
79	1	(")	H13. 4. 12	同僚の発言の法的根拠の明確化	" (H13.5.8)
80	1	(")	H13. 4. 13	市教育委員会への申入書の提出の有無	" (H13.5.8)
81	1	(")	H13. 4. 16	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	" (H13. 5. 8)
82	1	(")	H13. 4. 17	人事委員会の情報漏洩の有無	" (H13.5.8)
83	1	(")	H13. 4. 18	上司の情報漏洩の是非	" (H13.5.8)
84	1	(")	H13. 4. 19	上司が勤務時間内にメール差止めの話をすることが 可能であることの是非	" (H13.5.8)
85	1	(")	H13. 4. 20	上司の発言の意図の明確化	" (H13.5.8)
86	1	(")	H13. 4. 23	上司に抗議メール差止めを連絡してきた行政機関の 明確化等	" (H13. 5. 23)
87	1	(")	H13. 4. 24	抗議メール差止めを目的とした上司の発言の是非	" (H13. 5. 23)
88	1	(")	H13. 4. 25	市教育委員会での教育長の尋問が職務になることの 是非等	" (H13. 5. 23)
89	1	(")	H13. 4. 26	抗議メールの情報入手先の確認	" (H13. 5. 23)
90	1	(")	H13. 4. 27	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての 是非等	" (H13.5.23)

番号	措置要求者数(人)	受理	里年月日	要求事項	処理概要(処理4	丰月	日)	
91	1	(受付)	H13. 5. 1	上司に抗議メールの差止めを連絡してきた行政機関 の明確化等	却下(受理要件非該当)	(H13. 5. 23)
92	1	(")	H13. 5. 2	人事委員会の情報漏洩について説明を求めるもの	"	(H13. 5. 23)
93	1	(")	H13. 5. 7	市教育委員会での尋問がセクシャルハラスメントで あることの是非	n .	(H13. 5. 23)
94	1	(")	H13. 5. 9	市教育委員会での尋問が教育長等の職務になること の是非	n .	(H13. 6. 8)
95	1	(")	H13. 5. 10	人事委員会の情報漏洩の有無	n .	(H13. 6. 8)
96	1	(")	H13. 5. 11	上司が要求者を市教育委員会へ命令的に連れて行っ た目的の明確化	n .	(H13. 6. 8)
97	1	(")	H13. 5. 14	人事委員会の個人情報漏洩の目的等について説明を 求めるもの	n .	(H13. 6. 8)
98	1	(")	H13. 5. 15	市教育相談員の発言が職務に該当するかについての 是非	n .	(H13. 6. 8)
99	1	(")	H13. 5. 16	上司に抗議メールの差止めを連絡してきた行政機関 の明確化等	n .	(H13. 6. 8)
100	1	(")	H13. 5. 17	人事委員会の個人情報漏洩の目的等について説明を 求めるもの	n .	(H13. 6. 8)
101	1	(")	H13. 5. 18	上司による休憩時間の呼出しについての是非等	n .	(H13. 6. 8)
102	1	(")	H13. 5. 21	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての 是非	n .	(H13. 6. 8)
103	1	(")	H13. 5. 22	抗議メールの差止めを目的とした上司の発言の是非	"	(H13. 6. 8)
104	1	(")	H13. 5. 25	抗議メール差止めの話を聞かされることが要求者の 職務になることについての是非	"	(H13. 6. 26)
105	1	(")	H13. 6. 1	上司に抗議メール差止めの連絡をしてきた行政機関 の明確化等	"	(H13. 6. 26)
106	1	(")	H13. 6. 8	市教育委員会で行われた尋問が人権侵害とセクシャ ルハラスメントであることの明確化等	"	(H13. 7. 10)
107	1	(")	H13. 6. 15	上司に抗議メールの差止めを連絡してきた行政機関 の明確化等	11	(H13. 7. 10)
108	1	(")	H13. 6. 20	上司の発言の意図の明確化	n .	(H13. 7. 10)
109	1	(")	H13. 6. 20	同僚の発言についての法的根拠の明確化	"	(H13. 7. 10)
110	1	(")	H13. 6. 21	上司に抗議メールの差止めを連絡してきた行政機関 の明確化等	"	(H13. 7. 10)
111	1	(")	H13. 6. 22	市教育委員会での教育長の尋問が職務になることの 是非	"	(H13. 7. 10)
112	1	(")	H13. 6. 25	上司による休憩時間の呼出しについての違法性の是 非	"	(H13. 7. 30)
113	1	(")	H13. 6. 25	市教育委員会での学校教育課長の尋問が職務になる ことについての是非	"	(H13. 7. 30)
114	1	(")	H13. 6. 27	市教育委員会での尋問における学校教育課長の発言 の是非	"	(H13. 7. 30)
115	1	(")	H13. 6. 29	市教育委員会で行われた尋問はセクシャルハラスメントであるとして、その対応と処理を求めるもの	n	(H13. 7. 30)
116	1	(")	H13. 7. 2	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	II .	(H13. 7. 30)
117	1	(")	H13. 7. 3	上司が要求者を市教育委員会へ連れて行った目的の 明確化	11	(H13. 7. 30)
118	1	(")	H13. 7. 4	人事委員会が情報漏洩した行政機関の明確化	"	(H13. 7. 30)
119	1	(")	H13. 7. 5	市教育委員会での尋問における学校教育課長の発言 の是非	11	(H13. 7. 30)
120	1	(")	H13. 7. 6	市教育委員会で行われた尋問はセクシャルハラスメントであるとして、その対応と処理を求めるもの	n	(Н13. 7. 30)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日		要求事項	処理概要(処理年月日)	1
121	1	(受付)	H13. 7. 9	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての 是非等	却下(受理要件非該当) (H13.7.30)
122	1	(")	H13. 7. 9	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	" (H13. 8. 10)
123	1	(")	H13. 7. 11	上司による退庁時刻後の呼出しについて法的対処を 求めるもの	n (H13. 9. 10)
124	1	(")	H13. 7. 12	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H13. 8. 10)
125	1	(")	H13. 7. 13	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H13. 8. 10)
126	1	(")	H13. 7. 16	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (H13. 8. 10)
127	1	(")	H13. 7. 18	市教育委員会での教育長の尋問について法的対処を 求めるもの	" (H13. 8. 10)
128	1	(")	H13. 7. 19	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H13. 8. 10)
129	1	(")	H13. 7. 23	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H13. 8. 10)
130	1	(")	H13. 7. 25	市教育委員会での教育長の尋問について法的対処を 求めるもの	" (H13. 8. 10)
131	1	(")	H13. 7. 26	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (Н13. 8. 10)
132	1	(")	H13. 7. 30	市教育委員会での教育長等の尋問について法的対処 を求めるもの	" (H13. 8. 21)
133	1	(")	H13. 7. 30	上司による退庁時刻後の呼出しについて法的対処を 求めるもの	" (H13. 9. 10)
134	1	(")	H13. 8. 2	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H13. 8. 21)
135	1	(")	H13. 8. 6	上司による退庁時刻後の呼出しについて法的対処を 求めるもの	" (H13. 9. 10)
136	1	(")	H13. 8. 9	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H13. 9. 10)
137	1	(")	H13. 8. 10	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H13. 9. 10)
138	1	(")	H13. 8. 13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H13. 9. 10)
139	1	(")	H13. 8. 15	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H13. 9. 10)
140	1	(")	H13. 8. 16	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (H13. 9. 10)
141	1	(")	H13. 8. 17	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	" (H13. 9. 10)
142	1	(")	H13. 8. 21	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H13. 9. 20)
143	1	(")	H13. 8. 22	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H13. 9. 20)
144	1	(")	H13. 8. 23	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	и (Н13. 9. 20)
145	1	(")	H13. 8. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (Н13. 9. 20)
146	1	(")	H13. 8. 29	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (Н13. 9. 20)
147	1	(")	H13. 8. 30	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H13. 9. 20)
148	1	(")	H13. 9. 3	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H13. 9. 20)
149	1	(")	H13. 9. 4	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H13. 9. 20)
150	1	(")	H13. 9. 5	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	и (Н13. 9. 20)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日		要求事項	処理概要(処理年月日)	月日)	
151	1	(受付)	H13. 9. 6	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H1:	3. 9. 20)	
152	1	(")	H13. 9. 7	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (H1:	3. 9. 20)	
153	1	(")	H13. 9. 10	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	n (H1:	3. 10. 9)	
154	1	(")	H13. 9. 11	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	n (H1:	3. 10. 9)	
155	1	(")	H13. 9. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H1:	3. 10. 9)	
156	1	(")	H13. 9. 13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H1:	3.10.9)	
157	1	(")	H13. 9. 14	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H1:	3.10.9)	
158	1	(")	H13. 9. 17	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H1:	3.10.9)	
159	1	(")	Н13. 9. 18	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H1:	3.10.9)	
160	1	(")	Н13. 9. 19	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	" (Н13	3. 10. 22)	
161	1	(")	H13. 9. 20	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	″ (Н13	3. 10. 22)	
162	1	(")	H13. 9. 21	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	″ (Н13	3. 10. 22)	
163	1	(")	Н13. 9. 25	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (Н13	3. 10. 22)	
164	1	(")	Н13. 9. 26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (Н13	3. 10. 22)	
165	1	(")	H13. 9. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H13	3. 10. 22)	
166	1	(")	H13. 9. 28	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (Н13	3. 10. 22)	
167	1	(")	H13. 10. 1	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (Н13	3. 10. 22)	
168	1	(")	H13. 10. 3	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H13	3. 10. 22)	
169	1	(")	H13. 10. 3	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	" (Н13	3. 10. 22)	
170	1	(")	H13. 10. 4	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (Н13	3. 10. 22)	
171	1	(")	Н13. 10. 5	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H13	3.11.12)	
172	1	(")	H13. 10. 9	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (Н13	3.11.12)	
173	1	(")	H13. 10. 10	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (Н13	3.11.12)	
174	1	(")	H13. 10. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H13	3.11.12)	
175	1	(")	H13. 10. 15	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H13	3.11.12)	
176	1	(")	H13. 10. 16	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H13	3.11.12)	
177	1	(")	H13. 10. 18	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H13	3.11.12)	
178	1	(")	H13. 10. 18	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H13	3. 11. 12)	
179	1	(")	H13. 10. 22	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	" (H13	3.11.20)	
180	1	(")	H13. 10. 22	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H13	3.11.20)	

番号	措置要求者数(人)	受理	里年月日	要求事項	処理概要(処理	年月日)
181	1	(受付)	H13. 10. 23	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	却下(受理要件非該当)	(H13.11.20)
182	1	(")	H13. 10. 24	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	n .	(H13.11.20)
183	1	(")	H13. 10. 26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	n .	(H13.11.20)
184	1	(")	H13. 10. 26	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	n .	(H13.11.20)
185	1	(")	H13. 10. 29	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	n .	(H13.11.20)
186	1	(")	H13. 10. 30	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	n .	(H13.11.20)
187	1	(")	H13. 10. 31	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	n .	(H13.11.20)
188	1	(")	H13. 11. 1	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	n .	(H13.11.20)
189	1	(")	H13. 11. 2	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	n .	(H13.11.20)
190	1	(")	Н13. 11. 5	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	n .	(H13.11.20)
191	1	(")	H13. 11. 8	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	n .	(H13.11.20)
192	1	(")	H13. 11. 12	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	n .	(H13. 12. 11)
193	1	(")	H13. 11. 12	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	n .	(H13. 12. 11)
194	1	(")	H13. 11. 14	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	n .	(H13. 12. 11)
195	1	(")	Н13. 11. 15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	n .	(H13. 12. 11)
196	1	(")	H13. 11. 16	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	II	(H13. 12. 11)
197	1	(")	H13. 11. 19	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	II	(H13. 12. 11)
198	1	(")	H13. 11. 20	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	n .	(H13. 12. 18)
199	1	(")	H13. 11. 22	上司が要求者を市教育委員会へ命令的に連れて行っ た目的の明確化	n.	(H13. 12. 18)
200	1	(")	H13. 11. 26	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	n.	(H13. 12. 18)
201	1	(")	H13. 11. 28	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	n.	(H13. 12. 18)
202	1	(")	H13. 11. 30	市教育委員会で行われた尋問はセクシャルハラスメ ントであるとして、その対応と処理を求めるもの	n	(H13. 12. 18)
203	1	(")	H13. 12. 3	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての 是非等	n .	(H13. 12. 18)
204	1	(")	H13. 12. 5	市教育委員会での尋問における学校教育課長の発言 についての是非	n .	(H13. 12. 18)
205	1	(")	H13. 12. 7	人事委員会が情報漏洩した行政機関の明確化等	n .	(H13. 12. 18)
206	1	(")	H13. 12. 10	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	n	(H14.1.10)
207	1	(")	H13. 12. 12	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	n	(H14.1.10)
208	1	(")	H13. 12. 13	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	n	(H14.1.10)
209	1	(")	H13. 12. 17	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	n	(H14.1.25)
210	1	(")	H13. 12. 18	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	n .	(H14.1.25)

番号	措置要求者数(人)	受理	里年月日	要求事項	処理概要(処理年	月日)	
211	1	(受付)	H13. 12. 19	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	却下(受理要件非該当)	(H14. 1. 25	;)
212	1	(")	H13. 12. 20	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	II .	(H14. 1. 25	;)
213	1	(")	H13. 12. 25	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	n .	(H14. 1. 25	5)
214	1	(")	H13. 12. 25	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	II .	(H14. 1. 25	;)
215	1	(")	H13. 12. 27	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	II .	(H14. 1. 25	;)
216	1	(")	H14. 1. 9	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	n	(H14. 2. 8)
217	1	(")	H14. 1. 10	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	n .	(H14. 2. 8)
218	1	(")	H14. 1. 18	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	n	(H14. 2. 8)
219	1	(")	H14. 1. 21	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	n .	(H14. 2. 8)
220	1	(")	H14. 1. 23	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	n .	(H14. 2. 8)
221	1	(")	H14. 1. 24	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	n .	(H14. 2. 26	;)
222	1	(")	H14. 1. 30	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	n .	(H14. 2. 26	;)
223	1	(")	H14. 1. 31	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	n .	(H14. 2. 26	;)
224	1	(")	H14. 2. 1	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	n .	(H14. 2. 26	;)
225	1	(")	H14. 2. 4	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	n .	(H14. 2. 26	;)
226	1	(")	H14. 2. 5	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	n .	(H14. 2. 26	;)
227	1	(")	H14. 2. 6	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	II .	(H14. 2. 26	;)
228	1	(")	H14. 2. 7	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	II .	(H14.3.7)
229	1	(")	H14. 2. 8	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	n .	(H14. 3. 7)
230	1	(")	H14. 2. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	II .	(H14.3.7)
231	1	(")	H14. 2. 13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	II .	(H14.3.7)
232	1	(")	H14. 2. 14	上司が要求者を市教育委員会へ命令的に連れて行っ た目的の明確化	II .	(H14.3.7)
233	1	(")	H14. 2. 15	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	II .	(H14. 3. 7)
234	1	(")	H14. 2. 18	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	II .	(H14.3.7)
235	1	(")	H14. 2. 20	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	II .	(H14.3.7)
236	1	(")	H14. 2. 21	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	II .	(H14.3.7)
237	1	(")	H14. 2. 22	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	II .	(H14.3.7)
238	1	(")	H14. 2. 25	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	II .	(H14. 3. 27	7)
239	1	(")	H14. 2. 26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	n .	(H14. 3. 27	7)
240	1	(")	H14. 2. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	II	(H14. 3. 27	')

番号	措置要求者数(人)	受理	里年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
241	1	(受付)	H14. 2. 28	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	却下(受理要件非該当) (H14.3.27)
242	1	(")	H14. 3. 1	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14.3.27)
243	1	(")	H14. 3. 4	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H14.3.27)
244	1	(")	H14. 3. 6	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H14. 4. 10)
245	1	(")	H14. 3. 7	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	" (H14. 4. 10)
246	1	(")	H14. 3. 8	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (H14. 4. 10)
247	1	(")	H14. 3. 11	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14. 4. 10)
248	1	(")	H14. 3. 13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 4. 10)
249	1	(")	H14. 3. 14	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14.4.10)
250	1	(")	H14. 3. 15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 4. 10)
251	1	(")	H14. 3. 18	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H14. 4. 10)
252	1	(")	H14. 3. 20	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	" (H14. 4. 10)
253	1	(")	H14. 3. 22	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (H14.4.10)
254	1	(")	H14. 3. 25	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14.4.10)
255	1	(")	H14. 3. 26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 4. 30)
256	1	(")	H14. 3. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 4. 30)
257	1	(")	H14. 3. 28	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 4. 30)
258	1	(")	H14. 3. 29	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14. 4. 30)
259	1	(")	H14. 4. 1	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H14.4.30)
260	1	(")	H14. 4. 2	上司による長期研修の職務命令について根拠の明示 等を求めるもの	" (H14. 5. 14)
261	1	(")	H14. 4. 3	上司による長期研修の職務命令について根拠の明示 等を求めるもの	" (H14. 5. 14)
262	1	(")	H14. 4. 5	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H14. 5. 14)
263	1	(")	H14. 4. 8	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	" (H14.5.14)
264	1	(")	H14. 4. 9	長期研修で研修目的外の作文を書かされることにつ いて理由の説明等を求めるもの	" (H14.5.14)
265	1	(")	H14. 4. 10	市教育長が長期研修を執行した根拠の明示等を求めるもの	" (H14. 5. 14)
266	1	(")	H14. 4. 11	県教育長に対し長期研修の運営全般等について説明 を求めるもの	" (H14. 5. 14)
267	1	(")	H14. 4. 12	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (H14. 5. 14)
268	1	(")	H14. 4. 15	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	" (H14. 5. 14)
269	1	(")	H14. 4. 17	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 5. 14)
270	1	(")	H14. 4. 19	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 5. 14)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	3	要求事項	処理概要(処理年月日)	
271	1	(受付) H14.4	4. 22	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	却下(受理要件非該当) (H14.5.14)
272	1	(") H14.4	4. 26	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14. 5. 28)
273	1	(") H14.4	4. 30	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H14. 5. 28)
274	1	(") H14.	5. 2	長期研修で研究授業が課せられていることについて 法的根拠の説明等を求めるもの	" (H14. 5. 28)
275	1	(") H14.	5.8	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H14. 5. 28)
276	1	(") H14.	5. 9	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	" (H14. 5. 28)
277	1	(") H14.5	5. 10	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (H14. 5. 28)
278	1	(") H14.5	5. 13	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14. 6. 11)
279	1	(") H14.5	5. 14	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 6. 11)
280	1	(") H14.5	5. 15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 6. 11)
281	1	(") H14.5	5. 16	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 6. 11)
282	1	(") H14.5	5. 17	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14. 6. 11)
283	1	(") H14.5	5. 21	上司が校長会に提出した要求者に関する資料等の送 付を求めるもの	" (H14. 6. 11)
284	1	(") H14.5	5. 21	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H14. 6. 11)
285	1	(") H14.5	5. 22	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H14. 6. 11)
286	1	(") H14.5	5. 23	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	" (H14. 6. 11)
287	1	(") H14.5	5. 27	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (H14. 6. 25)
288	1	(") H14.5	5. 29	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14. 6. 25)
289	1	(") H14.5	5. 30	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 6. 25)
290	1	(") H14.5	5. 31	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 6. 25)
291	1	(") H14.	6. 3	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 6. 25)
292	1	(") H14.	6. 4	長期研修で職務として研究授業をしなければならな いとする法的根拠の説明等を求めるもの	" (H14. 6. 25)
293	1	(") H14.	6. 4	長期研修で職務として研究授業をしなければならな いとする法的根拠の説明等を求めるもの	" (H14. 6. 25)
294	1	(") H14.	6. 5	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14. 6. 25)
295	1	(") H14.	6. 6	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	" (H14. 6. 25)
296	1	(") H14.	6. 7	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H14. 6. 25)
297	1	(") H14.6	6. 10	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (H14.7.10)
298	1	(") H14.6	6. 11	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14.7.10)
299	1	(") H14.6	6. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14.7.10)
300	1	(") H14.6	6. 12	定期異動時に主幹兼係長の職である7級の職に昇格 させることを求めるもの	" (H14.7.30)

番号	措置要求者数(人)	受理年	平月日	要求事項	処理概要(処理年月	日)
301	1	(受付) 1	H14. 6. 13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	却下(受理要件非該当) (H14.7.10)
302	1	(")	H14. 6. 14	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	<i>n</i> (H14.7.10)
303	1	(")	H14. 6. 17	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	<i>n</i> (H14.7.10)
304	1	(")	H14. 6. 19	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	n (H14.7.10)
305	1	(")	H14. 6. 20	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	n (H14.7.10)
306	1	(")	H14. 6. 21	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	n (H14.7.30)
307	1	(")]	H14. 6. 24	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	"	H14.7.30)
308	1	(")]	H14. 6. 25	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	"	H14.7.30)
309	1	(")]	H14. 6. 26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	"	H14.7.30)
310	1	(")	H14. 6. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	n (H14.7.30)
311	1	(")	H14. 6. 28	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	<i>n</i> (H14.7.30)
312	1	(")	H14. 7. 1	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	"	H14.7.30)
313	1	(")	H14. 7. 3	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	<i>n</i> (H14.7.30)
314	1	(")	H14. 7. 4	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	<i>n</i> (H14.7.30)
315	1	(")	H14. 7. 8	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	<i>n</i> (H14.8.13)
316	1	(")	H14. 7. 10	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	<i>n</i> (H14.8.13)
317	1	(")	H14. 7. 11	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	<i>n</i> (H14.8.13)
318	1	(")	H14. 7. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	<i>n</i> (H14.8.13)
319	1	(")	H14. 7. 15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	<i>n</i> (H14.8.13)
320	1	(")	H14. 7. 17	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	<i>n</i> (H14.8.13)
321	1	(")	H14. 7. 18	長期研修のカリキュラムに研究授業を取り入れた法的根拠の説明等を求めるもの	<i>n</i> (H14.8.13)
322	1	(")	H14. 7. 19	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	n (H14.8.13)
323	1	(")]	H14. 7. 22	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	<i>n</i> (H14.8.13)
324	1	(")	H14. 7. 24	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	<i>n</i> (H14.8.13)
325	1	(")]	H14. 7. 25	長期研修で職務として研究授業をしなければならな いとする法的根拠の説明等を求めるもの	"	H14.8.13)
326	1	(")	H14. 7. 29	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	<i>"</i>	H14.8.27)
327	1	(")	H14. 7. 30	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	<i>II</i> (H14.8.27)
328	1	(")	H14. 7. 31	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	ıı (H14.8.27)
329	1	(")	H14. 8. 1	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	ıı (H14.8.27)
330	1	(")	H14. 8. 2	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	ıı (H14.8.27)

番号	措置要求者数(人)	受理	里年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
331	1	(受付)	H14.8.5	上司による長期研修の職務命令について根拠の明示 等を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H14.8.27)
332	1	(")	H14. 8. 7	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14.8.27)
333	1	(")	H14. 8. 8	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H14.8.27)
334	1	(")	H14. 8. 9	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H14. 8. 27)
335	1	(")	H14. 8. 14	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (H14. 9. 10)
336	1	(")	H14. 8. 21	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14. 9. 10)
337	1	(")	H14. 8. 22	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 9. 10)
338	1	(")	H14. 8. 23	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 9. 10)
339	1	(")	H14. 8. 26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14.9.10)
340	1	(")	H14. 8. 27	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14. 9. 19)
341	1	(")	H14. 8. 28	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H14. 9. 19)
342	1	(")	H14. 8. 29	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H14. 9. 19)
343	1	(")	H14. 9. 2	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	" (H14. 9. 19)
344	1	(")	H14. 9. 3	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (H14. 9. 19)
345	1	(")	H14. 9. 4	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14. 9. 19)
346	1	(")	H14. 9. 5	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 9. 19)
347	1	(")	H14. 9. 9	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 9. 19)
348	1	(")	H14. 9. 11	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 10. 11)
349	1	(")	H14. 9. 13	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14.10.11)
350	1	(")	H14. 9. 19	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H14. 10. 11)
351	1	(")	H14. 9. 20	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H14. 10. 11)
352	1	(")	H14. 9. 24	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	" (H14. 10. 11)
353	1	(")	H14. 9. 30	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (H14. 10. 11)
354	1	(")	H14. 10. 1	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14. 10. 11)
355	1	(")	H14.10.3	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 10. 23)
356	1	(")	H14. 10. 4	昇任・昇格が遅れている理由についての調査及び必 要な改善を要求するもの	" (H14.11.12)
357	1	(")	H14. 10. 7	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 10. 23)
358	1	(")	H14. 10. 8	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H14. 10. 23)
359	1	(")	H14. 10. 9	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H14. 10. 23)
360	1	(")	H14. 10. 11	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H14.11.12)

番号	措置要求者数(人)	受理	里年月日	要求事項	処理概要(処理	年月日)
361	1	(受付)	H14. 10. 16	上司の言動(脅し)について法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当)	(H14.11.28)
362	1	(")	H14. 10. 17	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	n	(H14.11.12)
363	1	(")	H14. 10. 30	教育機関における職務上の秘密の漏洩について法的 対処を求めるもの	n	(H14.11.28)
364	1	(")	H14. 10. 31	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	n .	(H14.11.28)
365	1	(")	H14. 11. 1	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	n .	(H14.11.28)
366	1	(")	H14. 11. 5	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	II	(H14.11.28)
367	1	(")	H14. 11. 6	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	II	(H14.11.28)
368	1	(")	H14. 11. 14	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	n .	(H14.12.10)
369	1	(")	H14. 11. 15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	n .	(H14.12.10)
370	1	(")	H14. 11. 18	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	II	(H14.12.10)
371	1	(")	H14. 11. 20	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	II	(H14.12.10)
372	1	(")	H14. 12. 4	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	II	(H14. 12. 25)
373	1	(")	H14. 12. 17	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	n .	(H15. 1. 10)
374	1	(")	H14. 12. 18	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	n .	(H15. 1. 10)
375	1	(")	H14. 12. 19	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	II	(H15. 1. 10)
376	1	(")	H14. 12. 20	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	II	(H15. 1. 10)
377	1	(")	H14. 12. 25	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	II	(H15. 1. 24)
378	1	(")	H15. 1. 8	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	II	(H15. 1. 24)
379	1	(")	H15. 1. 10	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	n .	(H15. 1. 24)
380	1	(")	H15. 1. 15	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	II	(H15. 2. 25)
381	1	(")	H15. 1. 17	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	II	(H15. 2. 25)
382	1	(")	H15. 1. 23	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	II	(H15. 2. 25)
383	1	(")	H15. 1. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	II	(H15. 2. 25)
384	1	(")	H15. 1. 28	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	II	(H15. 2. 25)
385	1	(")	H15. 1. 29	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	n .	(H15. 2. 25)
386	1	(")	H15. 1. 30	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	n .	(H15. 2. 25)
387	1	(")	H15. 1. 31	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	n .	(H15. 2. 25)
388	1	(")	H15. 2. 5	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	n .	(H15. 2. 25)
389	1	(")	H15. 2. 6	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	n .	(H15. 2. 25)
390	1	(")	H15. 2. 7	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	n .	(H15. 2. 25)

番号	措置要求者数(人)	受理	里年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
391	1	(受付)	H15. 2. 10	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	却下(受理要件非該当) (H15.2.25)
392	1	(")	H15. 2. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求 めるもの	" (H15. 2. 25)
393	1	(")	H15. 2. 17	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H15. 2. 25)
394	1	(")	H15. 2. 19	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H15. 3. 27)
395	1	(")	H15. 2. 20	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H15. 3. 27)
396	1	(")	H15. 2. 24	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的 対処を求めるもの	" (H15. 3. 27)
397	1	(")	H15. 2. 25	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H15. 3. 27)
398	1	(")	H15. 2. 27	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H15. 3. 27)
399	1	(")	H15. 2. 28	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H15. 3. 27)
400	1	(")	H15. 3. 4	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるも の	" (H15. 3. 27)
401	1	(")	H15. 3. 5	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H15. 3. 27)
402	1	(")	H15. 3. 6	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H15. 3. 27)
403	1	(")	H15. 3. 7	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H15. 3. 27)
404	1	(")	H15. 3. 10	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を 求めるもの	" (H15. 3. 27)
405	1	(")	H15. 3. 12	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	" (H153. 27)
406	1	(")	H15. 3. 20	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	" (H15. 3. 27)
407	1	(")	H15. 3. 24	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	" (H15. 4. 25)
408	1	(")	H15. 3. 25	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的 対処を求めるもの	" (H15. 4. 25)
409	1	(")	H15. 3. 28	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (H15. 4. 25)
410	1	(")	H15. 4. 7	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (H15. 4. 25)
411	1	(")	H15. 4. 10	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求 めるもの	" (H15. 4. 25)
412	1	(")	H15. 12. 9	行政職給料表8級以上に相当する職への昇任及び昇 格の措置を求めるもの	" (H16. 1. 23)
413	1	(")	H16. 6. 24	行政職7級への昇格を求めるもの	" (H16.8.12)
414	1		R元. 11. 29	複数課程を有する学校事務長の職務の級の見直し等 を求めるもの	判定(一部却下、一部棄 却) R2.3.6)
415	1		R3. 4. 9	給与の再計算及び支払い等を求めるもの	判定、勧告(一部却下、一 部認容、一部棄却) R4.5.10)

(2) 審査請求一覧表

	り 番食請水一覧衣 下和O 中 3 月 3 日 日 次					
番号	審査請求 件数	受理年月日	請求事項	処理概要 (処理年月日)		
1	3	S29. 2. 17	懲戒処分取消し	取下げ (S29.5 取下げ (S29.4	3. 18) 4. 13)	
2	7	S32. 6. 4	分限処分取消し	取下げ (S33.5	3. 28)	
3	164	S37. 3. 9	懲戒処分取消し	取下げ (S40.6	6. 15)	
4	1	S38. 12. 17	懲戒処分取消し	取下げ (S42.	6.8)	
5	1, 236	S42. 3. 20	懲戒処分取消し	取下げ (S44.3	3. 31)	
6	1, 410	S42. 3. 20	懲戒処分取消し	取下げ (S44.3	3. 31)	
7	1, 423	S42. 3. 20	懲戒処分取消し	取下げ (S44.5	3. 31)	
8	1, 345	S42. 3. 20	懲戒処分取消し	取下げ (S44.5	3. 31)	
9	891	S42. 3. 20	懲戒処分取消し	取下げ (S44.3	3.31)	
10	526	S43. 5. 10	懲戒処分取消し	取下げ (S44.5	3. 31)	
11	33	S44. 4. 11	年次有給休暇の取消し及び不承認の取消し	取下げ (S55.	9.9)	
12	75	S44. 4. 11	懲戒処分取消し	取下げ (S55.	9.9)	
13	3, 542	併 S44. 6. 27 合 S44. 8. 12	懲戒処分取消し	取下げ (S55.:	3. 26)	
14	1	S44. 11. 15	懲戒処分取消し	裁決(処分承認) (S46.3	3. 31)	
15	78	S45. 3. 17	懲戒処分取消し	取下げ (S55.	9.9)	
16	18	S45. 5. 8	懲戒処分取消し	取下げ (H12.1	1.26)	
17	6	S45. 6. 8	転任処分取消し	取下げ (S59.3	3. 13)	
18	3, 951	S45. 6. 19	懲戒処分取消し	取下げ (S55.3	3. 26)	
19	1	S45. 6. 29	懲戒処分取消し	取下げ (S56.9	9. 18)	
20	1	S47. 1. 31	懲戒処分取消し	裁決(処分承認) (S48.2	2. 20)	
21	2	S47. 5. 26	転任処分取消し	取下げ (S59.3	3.13)	
22	2, 241	S47. 6. 27	懲戒処分取消し	取下げ (H20.1	12.8)	
23	1, 233	S48. 6. 12	懲戒処分取消し	取下げ、一部却下 (H21.1	1.26)	
24	10	S49. 4. 25	懲戒処分取消し	取下げ (S55.	9.9)	
25	3, 378	S50. 3. 28	懲戒処分取消し	取下げ (H24.7	7.17)	
26	3, 480	S50. 3. 28	懲戒処分取消し	取下げ (H24.7	7. 17)	
27	16	S50. 6. 25	懲戒処分取消し	取下げ (S55.	9.9)	
28	3, 340	S51. 7. 10	懲戒処分取消し	取下げ (H26.	7.1)	
29	1	S51. 7. 10	懲戒処分取消し	裁決(処分承認) (S53.2 再審請求却下 (S53.2		
30	1	S51. 8. 17	懲戒処分取消し	裁決(処分承認) (S53.	10.6)	
31	16	S51. 11. 8	懲戒処分取消し	取下げ (S55.	9.9)	
32	2, 409	S52. 7. 7	懲戒処分取消し	取下げ (H26.	7.1)	

番号	審査請求件数	受理年月日	請求事項	处理概要(处理年 <i>)</i>	月日	1)	
33	1	S53. 3. 10	徽戒奶分取消 】	夬(処分承認)	(S54. 1. 25)
				審請求却下	(S54. 8. 24)
34	2, 449	S53. 8. 25	懲戒処分取消し 取つ	下げ	(H28. 7. 28)
35	15	S53. 11. 7	懲戒処分取消し 取	下げ こうしゅうしゅう	(S55. 9. 9)
36	1	S54. 6. 11	懲戒処分取消し 取つ	下げ	(S55. 3. 10)
37	871	S54. 8. 24	懲戒処分取消し 取り	下げ	(H27. 6. 18)
38	1	S55. 5. 10	懲戒処分取消し	央(処分承認)	(S56. 7. 10)
			再看	審請求却下	(S56. 9. 25)
39	1, 986	S57. 7. 9	懲戒処分取消し	Fげ Fげ	(H28. 7. 28 H28. 10. 13)
			取「		(H28. 7. 28)
40	2, 328	S58. 7. 11	懲戒処分取消し 取つ	下げ	(H28. 10. 13)
41	2, 037	S59, 7, 13	懲戒処分取消し	下げ	(H28. 7. 28)
71	2, 001	505. 1. 10	取了	下げ	(H28. 10. 13)
42	3	S60. 2. 12	懲戒処分取消し	Fげ E. P	(H12. 6. 19)
				F/	(H13. 1. 31	
43	1	S60. 3. 25		央(棄却)	(H3. 3. 27	
44	1, 970	S60. 7. 10	懲戒処分取消し	Fげ Fげ	(H28. 7. 28 H28. 10. 13)
			決定	定(却下:受理要件非該	(H8. 5. 10)
45	1		復職否の決定取消し 当) 重報	審請求却下	(H8. 6. 25)
46	1			主(却下:受理要件非該	(H9. 8. 26)
47	1	II14 9 9	裁污	央 (棄却)	(H15. 8. 29)
47	1	H14. 2. 8	懲戒処分取消し 再著	審請求棄却	(H16. 2. 25)
48	1	H16. 8. 12	転任処分取消し	央 (却下)	(H17. 3. 10)
				審請求却下	(H17. 8. 30)
49	1	H17. 6. 27	転任処分取消し数数	央(却下)	(H18. 3. 27)
50	1	H19. 5. 25	懲戒処分取消し 裁法	央 (棄却)	(H19. 11. 26)
51	1	H19. 12. 21	懲戒処分取消し 裁済	央(処分修正)	(H21.1.8)
52	1	H20.7.9	懲戒処分取消し裁決	央 (棄却)	(H21. 3. 27)
53	1		退職手当の裁定通知の交付 当)	定(却下:受理要件非該	(H21. 2. 10)
54	1	H21. 6. 10	懲戒処分取消し又は修正 裁え	央 (棄却)	(H22. 3. 26)
55	1	H21. 9. 18	分限処分取消し 取つ	下げ	(H21. 12. 7)
56	1	H22. 6. 9	懲戒処分取消し 裁え	央 (棄却)	(H23. 4. 8)
57	1	H25. 5. 23	懲戒処分取消し 裁診	央(棄却)	(H26. 3. 19)
58	1	H26. 12. 22	分限処分修正 取つ		(H27. 2. 18)
59	1	H27. 6. 9	転任処分取消し 裁済	央(棄却)	(H28. 3. 25)
60	1	R5. 5. 29	転任処分取消し 取り	トげ	(R5. 9. 25)

令和5年度

宮崎県人事委員会年報

令和6年9月発行 宮崎県人事委員会事務局 〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東1の9の10 TEL 0985-26-7259